

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成25年4月19日

時 間：平成25年第2回富岡町議会

臨 時 会 終 了 後

富岡町役場桑野分室

(旧福島地方法務局郡山支局)

開 議 午前10時40分

出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 宮本皓一君 | 1番 | 山本育男君 |
| 2番 | 早川恒久君 | 3番 | 遠藤一善君 |
| 4番 | 安藤正純君 | 5番 | 宇佐神幸一君 |
| 6番 | 渡辺光夫君 | 7番 | 渡辺英博君 |
| 8番 | 高野泰君 | 9番 | 黒沢英男君 |
| 10番 | 高橋実君 | 11番 | 渡辺三男君 |
| 12番 | 塚野芳美君 | 13番 | 三瓶一郎君 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

| | |
|-------------------------|-------|
| 町長 | 遠藤勝也 |
| 副町長 | 田中司郎 |
| 教育長 | 庄野富士男 |
| 会計管理 者 | 遠藤博美 |
| 参事兼総務課長 | 滝沢一美 |
| 企画課長 | 横須賀幸一 |
| 参事兼税務課長 | 阿久津守雄 |
| 健康福祉課長 | 猪狩隆 |
| 参事兼生活環境課長 | 緑川富男 |
| 産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長 | 三瓶保重 |
| 参事兼都市整備課長 | 高野善男 |

| | |
|--|------|
| 参事官兼 生活支援課長 | 郡山泰明 |
| 教育総務課長 | 林志信 |
| 総務課主幹兼 課長補佐 | 菅野利行 |
| 健康福祉課主幹 兼課長補佐 兼保育所長 | 伏見克彦 |
| 生活環境課主幹 兼課長補佐 | 渡辺弘道 |
| 都市整備課長 補佐 | 竹原信也 |
| 都市整備課長 補佐 | 林紀夫 |
| 環境省福島環境 再生事務所県中・ 県南支所支所長 | 黒澤純 |
| 環境省福島環境 再生事務所県中・ 県南支所除染 推進課環境技官 | 赤羽郁男 |
| 鹿島建設株式 会社福島県内合 除染関連総務所 事務所長 | 西川武志 |

職務のための出席者

| | |
|---------|------|
| 事務局長 | 佐藤臣克 |
| 事務局庶務係長 | 原田徳仁 |

付議事件

1. 富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想について
2. その他

開 会 (午前10時40分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、ご苦労さまです。本日の全員協議会は、主題のとおり2つの付議事件を協議しますが、付議事件2のその他において新政権に対する要望活動について並びに富岡町本格除染に対する施工体制についての総務課長より説明したい旨、申し出がありましたので、許可したいと思います。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は14名であります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。

職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時41分)

再 開 (午前10時41分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 全員協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

臨時議会におきましては、業務委託協定案件を議決いただき、改めて御礼申し上げます。本日の全員協議会は津波シミュレーションをもとに策定しました富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想についての説明であります。基本構想は、防災減災施設の整備方針や防災拠点施設との連携方針などの基本的な考え方をお示しするもので、津波浸水区域の具体的な土地利用、施設整備の工程などは本年度予定しております復興まちづくり計画策定作業で議論してまいりたいと考えております。

なお、基本構想の詳細につきましては、担当課より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想についての件を議題といたします。

富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想について、副町長より説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君） お手元に配付させていただきました富岡地区沿岸地域復興まちづくり基本

構想についてでございますが、内容は津波シミュレーションに基づく計画というふうになっております。これはこれまで実施してきておりました被災の状況、そしてそれを復旧すべく検討、例えば防波堤や県道、それから防災林等々でございますが、その結果に基づいて平面的に表現したものでございます。また、同計画の中に記載しております計画の概要は、富岡町の既存の復興計画に基づくものを記載したものでございます。今後スタートしますまちづくり検討委員会において具体的な土地利用計画について検討される予定となっておりますので、議会の皆様との詳細な議論につきましては、まちづくり検討委員会の中で中間報告的な機会を設けたいというふうに思います。そこで詳細な議論をしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

内容につきましては、担当課より説明させます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、都市整備課長より説明を求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 本日説明を申し上げます富岡町地区沿岸区域復興まちづくり基本構想は、東日本大震災からの復興まちづくり計画を策定するに当たり、その位置づけが大きな課題となり、津波浸水区域において復興まちづくりに係る現状調査により、防災減災施設を想定し、その結果をシミュレーションすることにより、防災減災施設や避難路の整備方針並びに防災拠点施設との関連方針など、基本的な考え方をお示しするものでございます。

具体的な整備計画については、本年度に策定作業を予定しております復興まちづくり計画と整合を図りつつ、基本構想の策定の作業の各段階で貴重なご意見やご助言をいただき、福島復興局並びに福島県と厳密な連携により立案してまいりたいと考えております。

基本構想の明細については担当よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君） それでは、内容についてご説明申し上げたいと思います。

お手元資料の1ページをごらんいただきたいと思います。町長、それから課長からの挨拶、それから説明でもございましたように、津波浸水区域、これは2級河川富岡川から2級河川紅葉川までの小浜、仏浜、毛萱地区におけるということになりますけれども、その復興計画、それからその後の対策を考えることで、津波シミュレーションを基本にさまざまことを富岡町の災害復興計画第1次に示される目標や理念を踏まえまして整理したというようなものでございます。

今回の基本構想のコンセプトにつきましては、お手元資料にもありますとおり、市街地が形成され、それから都市機能が集積されるJR常磐線西側には、甚大な被害を津波で発生させないよということを念頭に置いて、さまざま検討申し上げました。

基本構想を検討する際の着眼点ということで3つほどございますが、被災状況を考慮した検討をし

ました。それから、従前の土地利用、拠点施設、産業構造を考慮した検討をしました。それから、津波防災地域づくり法や東日本大震災復興特別区域法などの適用を視野に入れて検討したというところでございます。

ちょっと遠回りの説明になって申しわけございませんが、その下に減災という考え方ということで、オレンジの枠で囲った文章があると思います。これは平成23年6月25日に東日本大震災復興構想会議で復興への提言ということで出されておりまして、そこからの抜粋でございます。これまで水際で、最前線の水際でハード施設により津波をとめていくのだよということで、さまざまこれまでの対策をとっていたところでございますが、今回の津波を見ていただいてもわかるように、ハード面だけの整備、ハードの施設だけで津波をとめるというようなものにはもうならないだろうと、そういうレベルの津波ではないものが来るということがわかつてしまつた。これからはハード施設の整備も当然必要でございますが、逃げるという観点からハザードマップを整備したり、それから避難計画を詳細につくったりと、そういうソフト面の対策も組み合わせてハード、ソフトの両面から対策をとるべきだろうというようなことが書かれてございます。この提言をもとにして我々も検討しているということをわかつていただきたく、そこにお示ししたところでございます。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。実際の結果の説明に入る前にさまざま前段で上の説明をするかと思いますが、ちょっとご辛抱いただきたいというふうに思っております。

まずは、想定すべき津波のレベル及び津波シミュレーションの条件というところを説明していきたいと思います。津波対策を構築するに当たっては、基本的に2つのレベルの津波を想定して検討してまいりることになります。それでまずは比較的頻度の高い津波と言われている100年に1回程度発生するであろうという津波を想定して施設整備等々の対象とする津波、これをL1津波と申しますが、富岡海岸の防潮堤等々で整備計画方針を決定しておりますが、この決定に当たっては比較的頻度の高い津波、発生頻度の高い津波L1津波というものを対象にして検討しております。富岡海岸におきましては、防潮堤の高さがTPプラス、東京湾の平均海面プラス8.7メートルということで、2.5メートルのかさ上げを決定されているところでございます。

それから、2つ目のレベルでございますが、最大クラスの津波ということで、今回3.11発生時の津波がこれに当たるわけでございますが、1,000年に1回程度の発生確率があるというような津波、これがL2津波というような形でございます。このL2津波については、今回のシミュレーションもこのL2津波を対象にしておりますけれども、その後避難計画を立てるとかというところにもこのL2津波を対象としてシミュレーションをかけ、決定していくというふうな形になります。

今回L2津波を対象としてシミュレーションをかけておりますが、そのときの条件というのが以下の表に表示してございます。まずは、防災緑地や区画整理などハード整備のためのシミュレーションを行う際には青枠で囲ったものを条件としてくださいねと。それから、避難計画を立てる際には赤枠の条件でシミュレーションをかけてくださいねというのが、国と福島県、宮城県、岩手県との3県

の協議で共通事項になっていますので、今回のシミュレーションは青枠の条件で行っています。青枠の条件というのが、シミュレーションをかける際の潮位については3.11発生時の潮位でやってくださいね。これはTPマイナス0.6という比較的低い潮位でございます。それから、河川及び堤防が津波時壊れるのか壊れないのかということで、今回のシミュレーションは津波が来ても堤防が壊れないという条件でシミュレーションをしております。それから、地震における地盤変動がありやなしやということでございますが、今回のシミュレーションの条件としては地震後も地盤沈下がないよということと、その条件でシミュレーションをかけているところでございます。赤枠のシミュレーションにつきましては、非常に条件が悪いパターンで、ちょっと言い方が乱暴ですけれども、最悪な条件で発生したときにはどういうような条件になっていて、これは避難計画に用いるということになってございます。赤枠でやるシミュレーションにつきましては、津波防災地域づくりに関する法律に基づきまして、津波浸水想定区域図を福島県が作成するということになってございまして、浸水区域の計画が定まった南相馬、相馬市、新地等々では既に県がこの条件でシミュレーションをかけているというようなことになってございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。津波シミュレーションの実施結果ということでございますが、今回さまざまパターン分けしてシミュレーションをしました。まずは再現シミュレーションということで、3.11時の津波の再現ということでシミュレーションをかけたものが、次の4ページ目、結果が載ってございます。再現シミュレーションというのが、3.11の津波をモデル化した藤井佐竹モデルというモデル波源があるのでけれども、これが標準なモデルなものですから、地形、地物、それから海底地形、それから陸上の地形等々によって、場所によっては非常に津波痕跡と適合しないところがあるということで、我々の浸水被害、津波痕跡をもとにしてここまで来たんだよ、それからこの辺の浸水深があったのだよというようなことと適合するように、少し調整しながら再現シミュレーションをかけたというものですございます。今後これ以降のシミュレーションについては再現した波源モデルをもとに、さまざまシミュレーションをかけているというところでございます。

今後の説明にも出てくるのであれですけれども、計算上は陸域で10メートルのメッシュで計算をかけていますよというところ、それから陸上に波が上ってきて、粗度ケース、摩擦により勢いが弱まつてくるものでございますが、その粗度条件としましては、平成18年に福島県が行いました津波浸水想定区域図等の調査で使った粗度条件を利用してしておりますというところ。それから、対象地域につきましては、被災後の地形で、被災後地盤沈下しておりますので、被災後地盤沈下した地形でシミュレーションをかけておりますというところでございます。

それから、次5ページ目でございますが、5ページにつきましては、海岸と河川の防潮堤、それから護岸の高さにつきましては、先ほど申し上げましたようにTPプラス8.7で福島県が決定しておりますので、海岸の防潮堤、それから河川の護岸のかさ上げのみをした場合、どの程度の効果があるのかというのが5ページ目でございます。ちなみに海岸の防潮堤の高さにつきましては、富岡、楢葉、

広野海岸がTPプラス8.7ということで決定されておりまして、県内ほかの地域についてはTPプラス7.2という若干低目の防潮堤になっております。ほかの海岸につきましては決定の要因として高潮波浪で決定しています。富岡、樅葉、広野につきましては、先ほど申し上げましたL1津波を対象に決定しているというようなことを参考に申し上げておきたいと思います。

6ページ目をお開きいただきたいと思います。6ページ目は、海岸の防潮堤、それから河川護岸をかさ上げした場合、最悪の条件で朔望平均満潮位、潮位が高い状態で、それから堤防なんかも壊れてしまうという状態でシミュレーションかけたらどうなるのかという参考でございます。

7ページ目をお開きいただきて、7ページ目につきましては防潮堤、それから河川の護岸はそのままというかかさ上げをしたという条件に加えまして、県道広野小高線を少し内陸に寄せ、高さも少しかさ上げし、防潮堤と県道広野小高の間に防災林を設定したらば、どのような形になるのかというようなシミュレーション結果でございます。これだとほぼJR常磐線西側には浸水をしないのではないかという結果になってございます。

ちょっとJR常磐線の西側で曲田区画整理の中に浸水が少し見られますが、これは河川計画断面を確保せずに護岸もないよというような今の状況でございますので、こうやってこぼれてくるのですけれども、河川計画どおり護岸がなされれば、こちらにはこぼれにくい状況になるのだろうということでシミュレーションができております。

それから、8ページ目でございます。これは参考でございますが、7ページ目にお示しましたシミュレーション結果、それからその条件となるものに、県道広野小高の西側に、もう少し防災林を幅広くとったらどうなるのだろうかと、参考的にシミュレーションをかけてみました。大分浸水範囲も狭くなり、それから浸水深も抑えられた格好というような結果になってございます。

これらのシミュレーション結果をもとに、9ページ目になるわけでございますが、9ページ目はまちづくり基本構想の統括（案）ということでイメージというふうにとつていただいたら非常にうれしいです。まだこの浸水区域の中の整備計画については、まだ定まったものでもございませんし、それからこれまで行ったシミュレーションの結果をもとに本年度計画づくりをする際に、そのシミュレーションを参考にしつつ、議論していきたいというお話も副町長、それから課長からありましたとおりでございますので、まだこれが固まったものですよというふうに捉えてはいただきたくないと思います。固まったものではございません。あくまでイメージというふうに捉えていただきたいと思います。

イメージの中にいろんな事業が表示してございますが、これにつきましても第1次の復興計画の内容を図上に表現したらどのようになるのかというところで、参考的に入れさせていただいたものでございますので、この事業についてもまだ固まったものではございません。図の海側と陸域の間に青い線が入っていると思いますが、これが防潮堤、それから護岸という形になります。その隣に緑色で着色した区域が防災林を設定したらどうだろうというような区域でございます。その左側に茶色で塗っておりますのが、県道広野小高線ということになります。県道広野小高線は富岡川を横断する高さが

現状でも非常に高い位置に設定されておりまして、南側に紅葉川を横断する際も防潮堤とそれから護岸の高さがかさ上げされるというところから、富岡川を横断するのと同じような高さになるだろうというふうに考えられております。中間で普通河川渋川というのもございますが、これもやはり護岸の高さがかさ上げされるということで、富岡川、紅葉川を横断する高さとほぼ遜色ない高さで設定されるのではないだろうかと。このような固定したポイントがございますので、全体的に道路をかさ上げしていかないと、縦断的に非常に走りにくい道路になってしまふということで、ある程度川を横断する高さとあわせた形で道路を計画していったらどうだろうかということで、福島県担当課とも相談をしているところでございます。

それから、図面の真ん中に現在のＪＲ常磐線富岡駅を上を越すような横断避難路を予定しております、基本的にはＪＲ常磐線の東側と西側を平面交差もしくはアンダーでつなぐような道路計画はしないようにしたいと。当然アンダーでくれば西側に浸水範囲が広がりますよと、平面交差しても広がりますよということなので、確実に避難ができるようにというところで、ＪＲ常磐線は上を越していきたいというような構想であらわしております。

今後これから基本構想に基づいて計画づくりをしていくことになるのですが、その際にいろいろ課題となるのが、浸水区域内の防災集団移転事業をどうするのだと、それから浸水区域内の建築制限をどのように考えるのかと、当然それらを含めて浸水区域内の土地利用計画をどのように考えるのかというところが、今後課題となりますので、このことについては本年度予定していますまちづくり計画の中でさまざま議論いただければというふうに思います。

概略でございますが、説明は以上です。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君）　本日まちづくり基本構想ということで、コンセプト等ができ上がったということですが、これからまちづくり検討委員会の中で素案等ができてくるのかと思います。まだこれから決まるということなので、今議論してもしようがないと思うのですが、ちょっとだけ質問させてください。

まず、まちづくり基本構想づくりに当たって、富岡町だけでこれやっていくということで、各町村でこういった復興に向けて進められていくとは思うのですが、富岡町だけが戻ろうとしてやっているわけではなく、ほかの町も帰還しようとして進めていくわけですので、今後今すぐ合併というわけではないのでしょうか、合併を進めていく上で他の近隣町村との連携した中の基本構想のような、そういうものもやはり必要ではないかと思うのですが、それをもとに例えば各町村に振り分けて分担していくような形をとるのが一番理想ではないかと思うのですが、その辺に関して町長はどのようにお考えなのか。

それから、津波で浸水した区域の中でＪＲの東側はまるっきり津波によってなくなってしまったわけですが、西側の特に富岡駅周辺に関しては津波による浸水はしているのですが、建物はほとんど残っている状況なのです。今東電の賠償の中でも建物が残っていれば賠償はされるのですが、解体に関してはまだどうなるか決まっていないということもありますて、ただこの地域の住民の方も今現在もちろん避難して別なところに住まれているわけですけれども、戻る気のない、富岡にもし戻るにしても駅前にまた例えば家を直して住むような方、ほとんどいないと思うのです。そういうことから例えば復興するに当たって、そういった中途半端に津波で浸水した家屋や商店、企業、いろいろこの辺集中していますけれども、こういった建物を国がどうにもしてくれない場合は町がどうにかするしかないと思うのですけれども、やはり一度更地にしないと廃墟のまちという形になってしまいますので、そういうことを町でもやっていくおつもりがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　まず1点目なのですが、町だけでこのようなまちづくり基本構想をやるにしても、郡内の全体のいわゆるグランドデザインと申しますか、その辺の郡全体の整合性というものを勘案しながらやるべきだろうと、これは全くそのとおりです。これは前から私もそう言ってございましたので。実は今回双葉地方町村会の職員のほかに県のほうに要望しまして、これから双葉全体のいろいろな復興についての整合性をとるために、県庁の課長クラスを町村会のほうに招聘することになりました。きのうですか、私のほうにもお見えになつていろいろ相談ありましたが、今のような質問全くそれについては同じような考え方を私は申し上げてございます。

それは一つは先ほどおっしゃいました大幅な人口減がこれは明らかでありますて、いずれは近い将来は、これはいつまでも国に特別交付金等々に頼れるような状況にも、これは何の担保もありませんでしたがいまして、各町村の各自のいわゆる自治体の運営については、やはり単独はできません。税収が入ってこない。そういう中でやっぱり広域というものを視界に入れながら、これやっぱり全体に垣根を外してのそういう広域自治体の形成というものを視界に入れながら、今後考えていかなければならぬということで、5月の十何日か、各町村長とこの問題についてしっかりと議論しましょうというふうになりました。今までそういう考え方でいろいろアプローチはしたのですが、なかなかまとまらない。しかも、県の復興策定構想についても整合性とするようにはしてきたのですけれども、なかなか県との連携が伴わない。そういうもうもうがありました、今後そのような方向づけでしっかりとやろうということできのうも県から派遣される担当理事にもお話ををして、これから進めるようになる予定でございます。

それから、駅前の津波の被災受けた家屋、これは当然今後本格除染に入るわけですから、解体除染これは前から私言っています。とにかく中途半端な除染しても住めないわけです。しかも、建て主はそこに住まないと、建物そのものが形成されたとしても汚染されている、あるいは生活再建、その他で建て主のいろいろなニーズに応えながら、しっかりとこれについては、やたらな除染するよりは建

て主の考え方をしっかりととらえながら、これは解体除染、更地にしながら、新たな町づくりの形成をしなければならない、これは前から私も言っています。この間の根本復興大臣にも3月24日、安倍総理が富岡駅前に来ましたね。現状を見ながら同じような話をしております。したがいまして、その費用負担、解体についてはこれは建て主の費用ということにはあり得ない。国が全面責任を持って費用を持つということをお願いしてございます。

実はきのうの新聞ごらんになったでしょう、民報。増子輝彦参議院議員が国会で質問しています、この問題について。その前の日、3日前ですか。増子参議院議員が私のほうの役場に来ました。まず直近の課題として2つほど申し上げました。一つは、今の解体除染の中での国が全て費用の負担をすると。災害救助法では52万円とか今出ていますけれども、あれは東電の賠償で、これは出してもらうとか、そんないろいろな中途半端な話ありますが、とにかく国のほうでしっかりと環境省、復興庁、国交省、経産省、この関係省庁が一つになって解体除染についての一つの指針をつくれというふうに申し上げて、その質問がおととい参議院の国会で質問されています。きのう増子先生が私のほうに電話よこしまして、早速質問したぞということで電話ありました。新聞に出たとおりでございます。方向づけとしては、今国と東電が検討しているというふうに、きのう民報新聞ごらんになればわかるでしょう。少しずつ今動き出していますから。それについてとにかく駅前についても更地にして、新たなまちづくり計画をしなければならないと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 今町長から前向きなご発言いただきまして、ありがとうございます。

最初の町づくりの広域的に進めていくということですが、やはり今までの双葉郡の町村は原発の交付金とか補助金でそれぞれ町におりてきたわけですが、同じような例えば建物とか施設とかもろもろあると思うのですけれども、同じようなものがそれであって中途半端になってしまったということもあるので、そういう二の舞にならないようにぜひ広域的に連携して今後も進めていただきたいと思います。

これ本来であれば、先に町の構想を進めていく前にやらなくてはいけないことだと思いますので、ぜひ早急に町長のほうからも押していただければと思います。

それから、駅前の解体の件ですが、これに関する住民のほうもそのように解体して除染をもらって、何かしらの町に貢献したいという方がほとんどでありますので、ぜひこれも費用負担はもちろんですが、早急に進められるように国のほうにも要望、国の責任ということでおっしゃっていますので、ぜひ国にやってもらえるように強く今後も要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 答弁いいですね。

○2番（早川恒久君） いいです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 統括図（案）、9ページ、これでちょっと質問させてください。

この図の浜街道、県道広野小高線、これをかなりの高さにすれば、海岸の防潮堤、これは余り高さ私は要らないのではないかと思うのですけれども。なぜかというと仙台で東部道路、高速道路がかなり津波に役立ったということで、防潮堤8.7メートルにして、例えば県道を12メートルということは、2段階で津波を抑えるという案なのかなとは思うのですけれども、今まであった高さぐらいで十分で、それで防災林を植えて、県道小高線を3月の黒沢さん的一般質問の答えのように、12メートルもあれば県道小高線が防潮堤の役割をするので、かなり2重の構えしなくとも3.11の津波ぐらいには耐えられるというふうに私考えます。

あと、以前海の駅なんていうのあったのですが、もうこれは今回は海の駅の再生なんていうのは防災林の中に入ってしまうので、県道小高線から海側のほうは余り施設とか住民が行ったり来たりする場所ではなくしたほうがいいのかなと私は思います。その辺の考え方、ちょっと聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君） 1点目のご質問でございますが、県道広野小高が高い設定であれば、防潮堤は現状と同じぐらいでよろしいのではないかというご質問でございますけれども、7ページ目をちょっとお聞きいただきたいと思っております。

7ページ目が防潮堤があり、防災林があり、県道がありというようなことでシミュレーションをかけたものでございますが、結果海側で赤い色で着色されているのが、これが大体浸水深10メートルぐらいであろうというような色、10メートル以上のものであろうというシミュレーションの色でございます。防潮堤を挟んだことによって防潮堤の裏側では、6メートルもしくは4メートルぐらいの浸水深でおさまるというような結果になっておりまして、このレベルだからこそ県道である程度抑えられて、西側については浸水深が非常に低い状態でおさまるというような結果でございます。防潮堤2メートル50かさ上げした程度でどうなのだろうという話も当然あるのですけれども、2メートル50上げることによって非常に効果があったというのが、この色分けでシミュレーションの結果で見ていただければというふうに思います。

我々としては、県道で津波をとめたいというところで高さをかさ上げしてほしいのだというようなお話をシミュレーションしたわけでは実はなくて、防潮堤がかさ上げになったものですから、結果的に県道もそれに伴って上がっていった。結果的にというのは、富岡川を横断する高さ、それから普通河川渋川で護岸が上がることによって道路も上がったり、紅葉川で防潮堤護岸が上がるというところで横断の高さが上がったりというところで、結果的に県道が上がったというような形になっております。実は2線堤の考え方で県道を上げたというようなことではなくて、結果的に上がって、結果的にある程度浸水が抑えられたというようなことでございます。その前段ではやはり防潮堤があると

いうのが前段でございますので、防潮堤があることによって、それから防災林が道路の前にあることによって同じようなレベルの津波が来たときも、道路がある程度津波を抑える機能を保てるということになろうかと思います。防潮堤がなくてそのままどんと道路のほうに波の圧力がかかると、道路そのものが崩壊して、崩壊すればその効果が薄れますので、そのまままた同じような浸水範囲になるということもございますので、防潮堤は必要であろうということを考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは、海の駅構想なのですが、実はこれまだ構想段階です。実は災害復旧としましては、富岡漁港については今後災害復旧で県漁協とも復旧するという見込みで今動いています。その中で当初海の駅ということで建設中ということでありましたので、それはそのままとりあえず構想として残しておくと。今後の堤防の高さ、道路の高さ、その間の防災林、その他の区画によってはどういう形になるか、今後の検討ということで今その位置づけでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） まちづくり基本構想の一番最初のほうに、減災という考え方というふうに、私も減災であれば完全に封じ込めるのであれば、今補佐が言ったような防潮堤をやって、それで防災林があって、それでかなりかさ上げした県道があれば、完全にここで封じ込めできると、これは確かに理想なのだけれども、この地区に人間を住ませる場合に、何か刑務所の中で生活するというか、何か完璧に津波封じ込めるために、すごくコンクリートで固められた中で生活するような雰囲気にちょっと映るので、かさ上げした県道が壊れると。県道が壊れないようにある程度の高さまでコンクリートでもっててくるような、県道12メートル持ってくれれば、かなり防げるのかなと。シミュレーションもししていないのであれば、防潮堤を4メートル、5メートルぐらいの防潮堤、それから防災林、県道は12メートル。県道もかなり強固なものにした場合どうかと、そういうシミュレーションもしてもらえばなと思うのですけれども、やはり環境とか景観、やはりこういったところに人が住むのに、かなり完璧に封じ込めるというやり方よりは、ちょっと自然な形もあっても、例えば道路走ったとき海が見えたり何かしたほうが、人間が生活する上で潮の香りもしない、そんなところで住んだほうがいいのかなと。基本構想の考え方方が減災ということをうたっているのであれば、県道かさ上げすることによってかなり違うのではないかと思うので、その辺ちょっとそういう考え方あるかどうか、もう一回お願ひします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君） 確かに施設整備の後の景観であるというところは大事なところだと思います。大事なところなのですけれども、今お示しした防潮堤、防災林、それから県道が少し

上がるよというところで、実は完全に津波をとめることはできないというふうな。ごめんなさい、2ページ目で津波シミュレーションを行う際の条件というところで、真ん中、表をお示ししているのですけれども、実は今回やっているシミュレーションが国とそれから東北3県の協議により共通事項となっているというところで、津波発生時の潮位が3.11時の津波と同じくしてくださいよとか、堤防が壊れないところを条件としてやってくださいよとかということでございます。

もっと条件の悪いシミュレーションをすると、実はJR常磐線を越えて浸水するというところになるシミュレーションになると思います。これについてはもっと悪い条件でやる場合は、先ほど説明申し上げましたが、津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、福島県が津波浸水想定図をつくるということになってございまして、これをあわせて、これをもとに避難計画を立てたり、避難教育をしたりというような、それを組み合わせて減災ですよというような考え方で今回はつくっています。

ということでございますので、先ほどの説明と同じようなことになってしまいますが、やはり水際で一度津波の圧力、勢いを防潮堤で弱めて、そこから越えてくるものについては防災林で減勢して、減勢してもまだ次のところを乗り越えてくるものもある程度とめてあげるというような考え方を、多重に組み合わせて考え方をしていったほうが確実だろうというところはあると思います。

景観という観点から考えれば、この後防災林も樹種を、この樹種でなければ防災林の効果発揮できませんよということではないらしいので、そういうところで考えていったりということも必要だろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 課長補佐言っていることある程度理解しました。あくまでも2段階のほうがパワーがあると、ある程度抑えられると、景観にはかなり気を使って計画してもらいたいと思います。

それとこの地域は仮置き場と重なります。除染が進んで仮置き場にかなりの期間とられると思うのですが、仮置き場として使用する期間の長さと、仮置き場に置くということは中間貯蔵施設が決まらないといつまでもここに置かれてしまうと。ここに満載に震災瓦れきを置かれた状態でこういう県道のかさ上げとか、あとはこういう防潮堤、あとは防災林とかこういった工事が順調に進められるのかどうか、その辺の見通しをちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） それについては、現在復興庁、環境省と富岡町並びに福島県と調整をとっています。こういう計画についてはあと3年ぐらい仮置き場に、今の現在の工程としては3年間は仮置き場として使用する予定でございますとか、あと防潮堤については今実施計画等を調査しながら進めいくと。その部分に係る用地の部分については仮置き場としてはその部分を除いて借地するとか、そういう調整を今進めているような状況でございます。

ただ、広野小高線については、実施計画とか高さとか盛り土とか等々が決まっていますので、ルートがはっきりし次第、環境省と福島県と富岡町が入り、調整をとっていくというふうな話になっております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君）ほかにありますか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）9ページの図面で、まず5番の駅の話、それから15、16、29、この場所の選定に至った経緯の中で、これは実現性があるというような根拠があってとりあえず構想の中に盛り込んだのかどうかということが1点と、それからちょっとこれ場所言いにくいですけれども、⑩の左のほうにわずかな農地だけ、これ農地の再生という予定を組んでいるようですけれども、これは私は現実的におかしいのではないかなど、こればかりの農地を再生と、ここだけを。何かここに意味があるのかどうか。

それから、これ人の質問で申しわけないですけれども、今防災林の部分を仮置き場から除いて借り上げるというような課長の答弁あったのですけれども、これおかしいのではないですか。

○議長（宮本皓一君）都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（高野善男君）私の答弁の中で今防災林という話ではなくて、防潮堤をというような話をしたかと思います。あともう一つは、ここに各多様な、この場所についてこういう施設が移動できるかとか、そういう話については先ほども言いましたけれども、何度も申しておりますけれども、今後の復興まちづくりの計画に基づいて進めていくと。あくまでも今現在は復興計画が基本計画ができた段階のイメージ図を、それを現況に落としているような状況でございますので、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君）イメージ図にあらわしたもののは実現性はいかにというようなご質問のところのお答えになるのですが、まずは駅舎の移転等々につきましては、実はJRと事務レベルでのお話、それからでございますけれども、移転について前向きには考えていただけるというようなことで、打ち合わせはしておるところでございます。いずれにしましても、現JR常磐線富岡駅の上を越すような形で避難路を決定したいということであれば、いずれにしましても駅舎については若干の移動、大幅な移動があるかないかはこれからのお話、可能かどうかはこれからのお話になりますが、若干の移動は必要になってきます。そういうところからJRの水戸支社と、担当者とお話をしながら、JRさんでも設計をしながら検討しながらということにはなるのでしょうか、ある程度の移動については可能性がありますよという感触はつかんでいるところでございます。

あと、15番、16番、29番というお話でございますが、これにつきましては今ほど申し上げました課

長と同じような話になって恐縮ですが、1次の復興計画でこういうことでどうだろうというようなものがお示ししているところをこの図にあらわしてみたというところでご理解いただけたらと思います。これらの実現性については今後のまちづくり計画を策定する際に、大いに皆さんと議論をしていかなければならぬところだろうというふうには考えております。

ただ、JR常磐線富岡駅舎につきましては、相手方もあることなので、先走って協議はしておりますがというところでございます。

以上です。

[「15、16のところの根拠があるかないかということと、それから農地のこと答えていない」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） それでは農地の部分なのですが、いずれにしてもあくまでも構想で、こういうのもできるよということなので、基本的に農地法上では農地は農地でというのが原則ですので、今後農地法の制限はあるものの、どこまでできるかというのは今後の検討次第ということで、あくまでもこういうのもできるよというある一定の、こんな形のものもありますよという、あくまでのせたということですので、今後の検討になりますので、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 駅舎の件は相手もあることなので、まあまあわかりました。

ただ、15、16、それから今の農地の件、可能性は何でもあるのですよ、可能性としては。そうではなくて、こういうのやはりこれから審議会にこれがだんだん見えていくわけですから、ある程度現実的に可能性のあるもの、それからそのための根拠、それをはっきりしなくてはいけないの、今ただ単に可能性の話だけで全くこの2点とも根拠が示されないのですけれども、何の根拠もなく何となく思いつきでぽんとのせたのですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君） 繰り返しになって大変恐縮でございますが、第1次の復興計画これで理念や理想やというところをあらわしております。第1次の復興計画はこれの上位の計画でございますので、上位の計画に基づいて構想というところ、それからイメージというところであらわしたというところでご理解いただければと思います。可能性やこれから実現するのか、実現させたいのかというところについては、まちづくり計画の中で議論いただくというところが大事だと思っております。そのように理解いただけたらうれしいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今回はあくまでも沿岸区域の基本構想という形で、シミュレーション

を含めた形で計画をさせていただきました。今後まちづくり計画につきましては、町内全体の土地利用ということを考えながら、これを踏まえて町全体の形で計画を進めていきますので、これに特化したものではないという形でお考えをいただければと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 逆に言うと9ページのこのものは、今度の審議会、そこにこれではない別なものを見出すという意味に理解してよろしいのですか。これはただ単に今回の話のたたき台ということで、審議会にかける場合にこういうあやふやなものを示すと非常に迷うと思うのです、審議会そのものが。そういう理解でよろしいですか。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） この構想についてはあくまでも参考という形では示させていただきます。あくまでも沿岸区域という形でのもとで高台移転等も含めて出してありますので、これからは町全体の土地利用となりますから、あくまでも参考としては出させていただこうと思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 今沿岸地域の基本構想だということで話があったのですが、沿岸地域全体という中で一番今必要になってくるのが、この沿岸地域をこういうふうに細かい具体的なことが1次の次として出てくる。1次構想の中に大枠であったということなのですけれども、農地の再生とかということで、引き出し線で書いてあることと、判例の中で書いてあるところが一致している部分と一致していない部分があるのですけれども、基本的にJRの常磐線と広野小高の間は農地の再生という地域の色分けになっているというふうに思うのですが、こういう形で考えていったときに本当にここが農地の再生でいいのかとか、ある意味26、27、28のところでは新エネルギーとか再生可能エネルギーの新たな産業基盤の育成ということで、ここは産業地として書いてある。にもかかわらず、大きなメッシュでは農地の再生になっているということで、今回の推進計画区域は黒い点線の中なのですけれども、現実的には国道の左側のところの今出た集団移転のところが出ているのですけれども、それ以外のところは余りどういうふうにするかということが出ていないのですけれども、やはり同じ農地ということで考えれば、下郡のこっちの農地もあるわけで、そういうところをやっぱり一体的にどういう方向に持っていくのかということはある程度示さないと、これを協議会に出されてもなかなか審議が進まないというふうに思うのです。やはり沿岸部そのものをどうするのかという一番の大前提のコンセプトが、基本方針がちょっとないような気がするのですけれども、そういう沿岸部そのものをどういうふうに再生していくかというところの基本的な話し合いの中での考え方というのはどういうことになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 沿岸部の基本構想という形でございますが、基本的には津波被災地区ＪＲから東側については本当に土地利用どうするかというのは、一番検討しなければいけないところだと思ってございます。今後高台移転も含め、それから漁港等々も含めて、ここをどういうふうにして再生していくかというのはなかなか難しいところだと思っていまして、あくまで今回津波シミュレーションをかけた結果、防潮堤それから県道の高さによりまして、ある程度の構想が出てきたものですから、これを今後皆さん委員会の中でもんで、どういうふうな計画をしたほうがいいのか、町全体を踏まえた形できちっとそこは計画を出していきたいというふうに思ってございます。ここについては皆さんも住まないといいますか、住めないという方もかなり出ていますので、その辺を踏まえて今後検討していきたいというふうに思ってございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 住まないということは、最終的に住む住まないは住民が決めていくのかなというふうに思うのですが、どこまで住んでいい地域にするのかということも出てくると思うのですけれども、当然先ほども言ったように推進計画の中は大きくなっているので、昔の曲田構想の範囲も多分含まれているのかなというふうに思うのですけれども、今ここに出来ているやつは今の状況を何とかしようというような感じにしか受けとめれなくて、これだけの被害と現実的に今の現状を考えると、そのぐらいの程度のことではなくて、やはりもっと大きな範囲で学校の場所とかそういうことも含めて、そういうところまでちょっと沿岸部という形で考えていかないと、先に進んでいかないのかなという気がするのです。ぜひともそういう大きな意味でのところも考えて、余り今の現況にとらわれず、もしシミュレーションによってこういう形でここまで浸水がある程度とめられそうだということであれば、そっち側の資料をきちんと出す、まず。このシミュレーションのマップだけではなくて、こういう絵として出していただいて、そういう中でこういうところがどういうふうに使うかという形で考えていかないといけないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長補佐。

○都市整備課長補佐（林 紀夫君） ご質問にあったように、7ページ、8ページ目にシミュレーション結果をお示ししまして、要するに防潮堤やその他防災林、防災減災施設をこのように配置したならば、シミュレーション上はこういう結果になりましたよというところはお示ししているつもりでございます。あくまでも9ページ目の図面につきましては、イメージというような話を差し上げていますが、9ページのお話をする際にも防災集団移転のお話や、それから建築制限についてもこれらについては早急に検討しなければならない課題ですよということでお話をしたつもりだったのですけれども、これらのことについて議論いただくというのが本年度予定している計画づくりのところだというふうに理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 当然基本構想をつくっているのは、多分役場の中では都市整備関係とか土木の技術者とか、そういう技術関係の人がつくっているのかなというふうに、ある程度こういうのをつくっているかなと、とりあえず今説明をしている状況を聞くとわかるのですが、企画のほうで企画している協議会のほうは別段技術者の人を集めているわけではないので、このシミュレーションのマップだけを見てなかなか理解ができないと思うのです。その中で今町側としてはこれだけ具体的ではなくて、相当の基本構想の段階だと言っていても、素人の人がこういうふうに引き出し線でいろんなのが出てきてしまったら、これは相当素人にしてみれば具体的だと思うのです。そういうところでこういうのがやっぱり資料として出てくると、相当これに左右される分が出てくるので、こういう小さなところをそのまま再生するということではなくて、もっと大きく再生、富岡の浸水域をもっと大きな意味で考えなければいけないのかなというふうに思うので、そういう意見が出れるような資料の添付をお願いしたいということ。

それから、今自分で具体的な細かいことではないと言っておきながら、もしこういうので出すのであれば、例えば集団移転の候補地に出ている、真壁なのですけれども、皆さんご存じだと思うのですけれども、広野町も予期せぬところから遺跡が出て、災害公営の場所をある程度移動しなければいけないというようなことが起きたということであるのですが、たしか僕の記憶では真壁は全域網がかかっていたと思うのですが。その辺はちょっとお答えいただきたいのですけれども、相当の範囲で真壁は遺跡の網がかかっていたと思うのですけれども、そこに本当にこういうふうに考えていいのかどうか。それちょっと細かい話になってしまふのですけれども、その辺もちょっと、そういう別な意味での規制がかかってくるものもある程度考えたほうがいいのかなというふうに思うので、ちょっとその辺もお答えください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 資料の添付につきましては、再度検討させていただきます。今回沿岸地区のという形で区域を切った形でイメージ図を出させていただきましたので、この辺につきましては再度ちょっと検討させていただきます。津波シミュレーションについてはもう出ていますので、これを出すような形、それからイメージについてはこれからちょっと検討させていただきたいと思います。あくまでも今回は区域を切った形でのイメージ図なものですから、そのところはおわかりいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 真壁地区の多分歴史的な発掘のあれが出てくるのではないかというような話で網はかかっていないかという話でございますが、今ここで提示されている部分については今のところ網はかかっていないような状況でございます。今かかっていたのはＪＡの部分と、

それからもう少し行った下郡のほうの区域については、そういう遺跡があるというような網がかかっています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今いろいろ質疑応答を聞かせていただきましたが、9ページはあくまでも基本構想、構想の構想、まだまだ先の構想のようなイメージ図になっているということなのですが、こういうものがやっぱり町づくりの委員会なんかに出ますと、これが主になっていくのです。といいますのは、余りにもバランス的に悪過ぎるのかなと思うのです。先ほど課長が言ったように、課長から話があった防波堤ですか、防波堤ができる部分は今回の仮置き場の借り上げから外していきたいとか、そういうふうにしてその場所を外していったら、何でおれの土地は借り受けないと、何で買ってくれないのだという話になってしまいますので、要は仮置き場とか防潮堤の敷地の分と一緒に動けば、借りるにしても買うにしても一緒に動くのであれば異論は出てこないと思いますが、恐らく一緒には動けないでしょう。現在仮置き場に関してはどこまで進んでいるかわからないですけれども、借り上げて環境省は動いています。

この図面なんか見ますと、先ほど12番さんからもあったように、20番とか21番、ここの県道とＪＲ中、これ農地が復活するような絵で書いてあります。この地区の人たちはみんな買い上げを要求しているのです。買い上げ要求して町にもいろんなそういう部分で上がってきていると思いますが、そういうことは全く無視してこういう構想をつくっているわけです。そういう構想も当然買い上げにしても借り上げにしてもそういう地元の意向をある程度踏まえた考え方を取り入れてこないと、決まるものも決まらないと思うのです。防潮堤をつくって緑地帯をつくって浜街道をかさ上げして、そこではなく防げるだろうと言いながらも、ＪＲの駅の上を越えて水谷さんの前の道路の高台に高架橋にしてぶつけていくから、避難道としてそういうような位置づけにするということなのですが、それまで大がかりにやらなくても浜街道である程度防げるとすれば、今の町の通りにぶつかっていく通り、曲田に入っていく通りでも十分避難路は可能なのかなと思うのです。原下地区の鉄道の下くぐる部分、ああいうアンダーはまずいと思いますが、そういうことから考えて、とにかくこの地区はこれだけの構想を組むのであれば、仮置き場が3年と言っていながら、皆さんもわかっていると思うのです。3年でなんか絶対おさまらないですよね。私はおさまらないと思って確信持っているのですが、これを仮置き場にした場合にはこの構想が全てだめになると。恐らく10年先、20年先の話になってしまふのかなと思うのです。だから根本的に考え方を変えていかないと、こういう構想を組んでいくのであれば、ここは仮置き場にしないで、もうあしたからでも進んでいただきたいと。町づくりの中ではとにかくこれを何とかしないとこの地区を何とかしないとどうにもならないわけですから、みんなもう構想を練るのは好き勝手に構想練れますからいいですよ。ただ、仕事が前に進めないでしょう。それが一番私はネックなのかなと思うのです。

あと一つは、富岡川と紅葉川の間、JRから東側という表現が前から出てきているのですが、仮置き場の説明会なんかも富岡川の北側はませなかつたのです、入れなかつたのです、同じ小浜地区であつても。今度の津波想定範囲も富岡川から北側やっぱり浸水するのですよ、これかなり。これは議論に入つていなゐのです。何でこういうのける部分が出てくるのかなと思つて、私不思議でしようがないのですが。紅葉川から南に関しては当然エリアからすると人は一人も住んでいないし、紅葉川の南側はかなり高くなっていますから、今回の津波もほとんど浸水、幾らかはしたのかな。そういうことで議論の範囲内に入つていないとすれば、それはそれでいいのかなと思うのですが、富岡川から北に関してはおれ別なのかなと思います。そういうことから考えていきますと、もう一回一から練り直さないと私はまずいのかなと思うのですが、その辺どうでしようね、町長。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これさきも説明したと思うのだ、補佐からあるいは課長か。これ仮置き場ということについて要請どおり。しかしながら、防潮堤と植栽、それから浜街道、この事業が重なるわけですから、年次計画でよくすり合わせしてくれということを前から私言つてはいるのです 国と県にこれ今やつてはいるのです。仮置き場は仮置き場、これダブつてしまつてまたこれ移動したり何かということあり得るのではないか。だから年度計画、精度の高いものをつくつてよく調整してくれと、これ今やつてはいます。私もこの間、2日前県庁に行ったときも、県庁で今すり合わせやつてはいるといふことを直接聞きました。ですから、これは予定どおり、ご指摘のように考え方は絶対ならないよう今進めていますので、ご理解いただきたい。

それから、仮置き場の富岡川の北側については、私の記憶ですが、こちらの北側も仮置き場の対象地域だというふうに思つてはいるのですが、そうでないですか。課長のほうから答弁させます。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 仮置き場については、現在区域の中に北側の部分も入つてはいるというような意見があつて、環境省のほうに問い合わせいたしましたら、区域としては入つてはいますが、各個人に対しての文書とか何かを出すのを忘れてはしまつたとかというような話がありまして、その辺を私のほうから指摘をして、何でそういうふうに計画の図面を変えるのかという話をしました。担当者に聞いたならば、図面が2つあって、住民に対して説明した中で処理施設が入つた図面の中には完全に入つてはいたのですけれども、区域として設定したときの図面にはたまたま抜けてしまつたというようなことで、担当の環境省のほうから話を聞いております。ですから、この北側についても仮置き場として使用するということでございますので、大変その辺については住んでいた方の住民の皆様には大変ご迷惑をかけているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） そんな話今初めて我々の前に出てきた話でしょう。今まで皆さんだって言葉

で言っていたのは、富岡川から紅葉川の間、JRの東としか言つていなかつたでしよう。誰もそんな話聞いていないです。地域の人たちだつて今言つていましたけれども、案内を出すの忘れた。忘れたで済む問題ではないでしよう。そういう話で済ませておいて、今私が質問しなかつたらそのままになつてしまふのですか。私はそういうところ理解できないです。

あと、町長のおっしゃつた、確かにいろんな部署が絡んできますから、そのすり合わせは当然やつてゐると思います。ただ、そういうすり合わせをしていて、いつになつたら動き出せるのですかということなのです。この地区一番重要なの、先ほど臨時議会でも設計6,000万円の委託契約出ましたよね。これだつて決まれば3年以内に処理場全部直すわけでしよう。一番富岡の心臓ですよ、心臓を3年以内に直したって、また津波来れば何にもならないのです、これ。もとのもくあみなのです。あした来るか100年先来るか津波はわからないです。ただ、あした来ると思って備えを備えていくというのが行政のいわゆる手順だと思います。

ここに3年とか5年とか、環境省が言つている3年置かせてください。3年で終わるのであれば、それはそれである程度理解できる部分あります、3年でなんか絶対終わらないでしよう。そういう中で一番心臓部の計画をもう一回根本的に私は考えたらいいのではないかという提言なのですけれども、その辺はぜひ考えていただきたい。

あと防潮林も、防潮林は植えて30年、50年で初めて防潮林の役目を果たしてくるわけです。それを考えた場合、一日でも早くしなくてはならないという状況下の中で仮置き場というのはすごい富岡町のまちづくり構想からいいますと、足を引っ張るのではないかと私懸念しますし、計画そのものも全体地権者の人たちは買い上げてくださいと言つてはいるわけですから、全部買い上げるという考え方でイメージをつくつていったほうが私はわかりやすいのかと思いますので、ぜひそのように考えていただきたいと思うのですが、どうでしよう。

○議長（宮本皓一君）　都市整備課長。

○参考兼都市整備課長（高野善男君）　沿岸地域の買い上げてほしいというような話が今出ましたのですけれども、これについてはあくまでも町づくりの計画がきちっと固まつた段階でないと、その用地の買収とかそういうものについては実施ができないということで、議員さんが言うようにうちのほうとしてもこの復興まちづくり計画が実施に移行できるような計画を近々に立てて、それでここ津波浸水した方の用地については、そういう計画に基づいて買収ができるような対応をしていきたいということで、うちの町長も何度も回答していると思います。ですから、この部分については今津波浸水が被災した人らが仮置き場だけで借地料しかもらえないというような多種多様な不満がありますけれども、それをつくるためには復興まちづくり計画を近々につくつて、その計画に基づいて買収していくことをいいたいというような町の計画がございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　副町長。

○副町長（田中司郎君） 今課長の答弁と重複する部分たくさん出てくると思いますが、住民から仮置き場については賃貸だという説明がずっとされてて、これについては国のはうも非常に動かしがたいというような表現しております。住民の意向はそれと全く違って、買い上げを希望するということで平行線を今までたどってきております。今議員おっしゃるように、この計画を立てる際は、町としても何とか買い上げができるような、町が行うかどうかということは別として、国なら国がそういう事業に取りかかれるようなことの可能性も含めて、買い上げの方向が示されるような計画を目標に検討していきたいというふうには考えております。

〔「環境省の今回初めて出た話は」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 仮置き場の件について、今回質問があったからということではございませんので、あくまでも環境省のはうにはうちのはうから住民に対しての説明とか、そういうものについての誤りとか、そういうものについては徹底していただきたいということでうちのはうとして、町の当局としてはそういう要望をしております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 全て言っていることは理解はできるのです。そういう町として最終的にいろんな方法を考えてＪＲから東側、地域住民の意向を踏まえてある程度検討していきたいということだとすれば、何でここに農地再生なんて入ってくるのですかということなのです。何で農地再生入ってくるの。農地再生なんかできないでしょう、この地区。町としてもやらないような方向で進むのでしょうか。幾ら構想の構想であっても、こういうものがまちづくり構想の中に出ているとすれば、やっぱりこの辺はきっとしていただきたいというのが私の要望なのです。

あとは環境省の問題も、地域住民に説明しなかった部分あるのですから、再度説明会を開いていただくとか何とかきっとしないと、片や説明会も開いていない地区もある、漏れた地区もある。片方では借地するために地権者に当たっている、そんなばかな話ないでしょう。何でみんな足並みそろえてやれないのですか。その辺は環境省にもやっぱり強く私は言うべきだと思いますよ。ただ要望するだけで何の答えも返ってこなくては要望したことになりませんので、ぜひその辺強く町長のはうからも言っていただきたいと思いますが、どうなのでしょう。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず富岡川北側については、私はこれは当初から入っていると思ったのです。だから説明会のときに北側の地権者はみんな出席していたでしょう。ただ一人だけ来なかつたという人いましたけれども。だから富岡川の北側の人は出席していますよ。南側には正直持っていないわけですから、当然対象にしているはず。ですから、私はそう思っていました。

あと農地の再生、私はこれは農地の再生区域ではないのです。これは1次計画の中に農地の再生と

今確認したら、それをそのまま図面に反映してしまったのだけれども、これは間違います。これは全く農地の再生ではありません、この区域は。これはご理解ください。

あと環境省についてのいろいろな対応についてのまづさ、これはこれからしっかりとまた厳しく申し上げていきたいと思います。一貫性がないというご指摘がございましたから、これについてはひとつご理解ください。

なお、土地の買い上げといろいろ今まで出てきましたけれども、この事業で防潮堤あるいは植栽、防潮林、それから浜街道の、これ12メートルというと相当な敷幅になる。これ全部買収ですから、これ買い上げです。残りのＪＲと浜街道の間をどういうような考え方で国に買ってもらうかということこれ今国交省で検討しています。まちづくり計画の中に、整合性のとれた計画の中にいかにどういうふうに当てはめていくか、これは今国交省もいろいろ検討しているということで私の方に情報入っていますので、これについてはしばらくお待ちください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 農地の再生あり得ないという話でございますが、冒頭からずっと同じ話をしていますが、第1次の復興計画、ご承認いただいた復興計画、これをもとにここにのっけているということでございます。1次計画ではこういう計画をしたということで、今の時点に来ると現実とは合わない、整合性のとれないようなものが1次計画にあったということでございますので。ただ、この図面このまま出すかどうかは先ほど課長が答弁したとおり、検討しますよということですが、1次計画はいざれにしても今回まちづくり委員会の中で検討する際も、1次計画ではこういう計画をしたということは説明しなければいけないと思うのです。そこで全く180度違ったことで進んではいけないと思っています。事前修正はもちろん必要です。流れをひとつ飲み上げるときには1次計画はこういうもの、これから皆さんで考えていただくのはこういうことで、真っさらにした状態で考えてくださいということでのお示しはすることになると思います。ですから、このままこの資料として出すかどうかということは、再検討するということでございますので、ここは1次計画がそのまま絵としてのっけてきよう説明しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 午後1時まで休憩します。

休 議 (午後 零時07分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長（宮本皓一君） それでは再開いたします。

富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想について、午前に引き続き質疑を承ります。ありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 先ほどから議員の皆さんのご意見聞きますと、実際的には町執行部では今回の計画案はもちろん海岸線またその趣旨たるもの説明もわかったのですが、あとそれ以外のいろいろ計画につきましては、第1次のこの前出した計画案のもとにということでつくられたということですが、それは間違いないですかということと、またこれは次の第2次、第3次の計画案にもある程度組み込んだ形でもちろん行うということでしょう。ここだけお答えください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今回の基本構想については、第1次案に基づいてある程度作成しているものでございます。今後につきましては、本当にこれは基本構想ということなものですから、これからまちづくり計画の中で再度計画を練りまして、その後2次、3次という形で復興計画の中に入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今のお話で実際的にきょうもいろいろありましたけれども、実際にきょうのことを踏まえてこれから計画案をつくっていくと思いますが、またこれについて十分私たちも審議して結果を出した第1次案の原案でもありますし、できればこれからも隨時細かいことあるかと思いますが、議会を通してぜひとも計画案の作成をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 答弁は要らないですね。

○5番（宇佐神幸一君） 要りません。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 先ほどのちょっと関連になりますが、沿岸区域復興まちづくり基本構想、先ほど説明を受けたのですが、当面は計画基本構想が恐らく審議会等でいろいろと計画されると思うのですが、その前提ではないのですが、当面はこの地域というのは仮置き場の用地ですよね、当面の間は。2年、3年、3年間という環境省の今折衝でいろいろ借り上げるということが前提でこうなっていますが、先ほど言わされたように浜街道の東側はこれは全然外して、環境省はこちらの部分は国交省か何か買い上げると、東側は。JRとの間の土地に対して環境省は折衝するのか。そうすると、非常に地権者の間には買い上げと借り上げといろんな問題が起きてくるのです。おれのところはなぜ買い上げないのだというようなことにもなってきますので、その辺のことをはっきりとしたもう一度説明会等を開いてやられたらどうかと思うのですが、その辺の考え方はどうなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（宮本皓一君） 答弁、町長。

○町長（遠藤勝也君） さっき何番さんかの議員にも答弁しましたが、あくまでも仮置き場は仮置き

場として先行して、あとは防潮堤あるいは防潮林、浜街道、この今後の工程表を今現実に国と県とすり合わせしていますから。ですから、最初は仮置き場という中で取り組む。それから残ったＪＲと浜街道の間については、これから町づくりのいろいろな土地利用計画、国のはうでも買い上げというような目標を立てて、どういうメニューがそれに該当するか、これ国交省の中で今検討中ということでございます。私のほうにも今までの説明会でも買い上げという私のほうからもこれまで説明したときについてはそのような答弁したこと、国交省のほうではそれについて検討中というふうに今までの私の経過報告には入っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） わかりました。ということは、非常にまだ地権者等で恐らく毛萱部落からも要望書という形で町のほうに買い上げてくれと、買い上げが前提ですというようなことが出ていると思うのです。ということは、大半の地権者は買い上げを希望していると。まして3年の契約というふうな環境省の言い方なのですが、3年の契約、それで更地にして返還できるのかということを私もその辺を質問してみました。環境省のほうではそれはできませんと。3年ではこれは到底無理なことで1年また延長、1年延長でいくと思いますというような返答ですから、なかなかこれが先にその辺の地権者に理解を得られるのは非常に難しいのかなという感じもするのですが、その辺のことをある程度の段階になれば、町のほうもこういう計画があるからと、その先については町のほうも精いっぱい頑張って、皆さんの要望に応えますとか何かということをしないと、3年間という期限が守られないと、非常にいろんな問題がまたずるずる、ずるずる、今度中間処理施設の問題ができなければまたずっとそのまま続していくとか何かという、この計画、基本構想がどんどん、どんどんおくれていくような計画になりますから、その辺も踏まえてもう一度よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（高野善男君） 今黒沢議員からご指摘を受けた件については、よくうちのほうも踏まえて、今後の仮置き場並びに道路等の賠償についての計画が進んだ段階で、その地権者に対する説明会等々を実施していくような考え方を進めていきたいと思います。また、1年おくれでそういうような仮置き場が1年延長になるような話が環境省から出たというふうな話を今聞きまして、そういう経緯であれば仮置き場ができないと除染が全然前にも進まない。また、一般廃棄物のごみ等も現地等にも運べない。また、津波震災で被災した瓦れき等も処理ができないというような経緯が今せっぱ詰まっているような状況の中で、今後も環境省及び県と協議を進めながら、そういうものに対しての支障が出ないように対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件1、富岡地区沿岸区域復興まちづくり基本構想についての件を終わります。

続きまして、付議事件2、その他の件を議題といたします。

冒頭でも申し上げましたとおり、総務課より申し入れがあった新政権に対する要望活動について並びに富岡町本格除染に対する施工体制についてを議題といたします。

まず、初めに、新政権に対する要望活動についての件を説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 要望書につきましては、私のほうより説明をさせていただきたいと思います。

さきの全員協議会において調整を図ったところでございますが、若干内容的に変更した項目がございますので、お知らせしながらお話させていただきたいと思います。

まず、要望書をごらんいただきたいと思います。要望書の4番において4ぼつの下でございますがこの項目につきましては議長よりお話がありましたので、調整させていただいたところでございます。警戒区域のため、修繕等ができず長期間放置された家屋については、雨漏りや小動物等により荒廃し放射線量も高いことから解体を希望する住民には、国が責任を持って実施し、全損として賠償することを今回追加要望として上げさせていただいたところでございます。

今後要望活動を実施するに当たり、日程調整が必要となります。今般根本匠事務所を通じ調整をお願いしましたが、現在ご存じのように国会開会中であり、大臣対応については来月の20日以降でなければ難しい旨報告がありましたので、改めて日程調整して活動していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これ以外の事項で議員さん方より要望がありましたら、本日でなくても結構ですので、事務局のほうまでお願いしたいと思います。

なお、字句の訂正につきましては、執行部または議会事務局のほうと共同作業してやりたいと思っていますので、一任をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） まだちょっと細かいところまで目通っていないのですけれども、ただ残念ながら1回しか質問できませんので。

1つは、前のときにちょっと話したかどうか忘れたのですけれども、大きな2番の中で、ぱちの2番目、保険税、保険料に対する継続支援というのは、今の一部負担金の無料化、このことが含んだ意味合いなのかということが1点と、もう一つ高速料金の無料の話がどこにも言葉として載っていな

いのですが、この辺は考えていないというか、陳情の項目に入れなくてはまずいのではないかと思うのですけれども。

それと今の全損として賠償することって、ちょっとこれよく意味がわからないのですけれども、この説明と、その3点確認します。

○議長（宮本皓一君）企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君）まず、1点目の2番の保険税、保険料に対する継続支援というのは、項目にはちょっと入れていませんが、全て入っているということでございます。基本的に詳しく入れないで、あとは口頭説明の中で一部負担も含めた形での継続支援という形になるかと思います。

それと高速道路につきましては、1年延長ということになりましたので、ここはとりあえず抜いてございます。今後の経過次第では再度入れるような形にはなると思いますが、今回は1年延長になったということで、そこは抜いてございます。

次の4番の全損という形でございますが、ここの言い回しについては再度ちょっと検討させていただきたいと思います。一応我々の中としましては、解体するものは家屋は全損というイメージでおりましたので、これが全損でいいかどうかというのは再度ちょっと検討させていただきたいと思います

○議長（宮本皓一君）12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）保険料と高速料金の話はわかりましたけれども、全損の話がちょっと意味不明なのです。全損という意味合いがちょっと私理解できないのですけれども、もうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

○議長（宮本皓一君）これ議長からの提案で入れましたので、私からちょっと補足させていただきます。

解除準備区域あるいは制限区域にあっては全損という扱いでも3割方安いわけですから、それを全て全損ということで、帰還困難区域と同じような全損扱いをしていただきたいという意味合いでございます。

○議長（宮本皓一君）12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）今の3割の話は家財の話であって、困難区域の人に対する賠償が。建物の扱いについては、とりあえずはっきりしているのは困難区域はもちろん6分の6と、建物の今これ話ですよね、この4番は。住まいの話ですと、住まいでも倉庫でもいいのですけれども、含めてですけれども、それはあくまでも現時点では解除準備区域と居住制限区域は確定しているのは6分の5であって、壊したものだけ今度6分の6というと、また難しい話になってくるのではないかと思うのですけれども、表現もうちょっと何か考えないとまずいのではないかですか。

○議長（宮本皓一君）私から答弁するのもおかしいのですが、これについてはもう少し検討させていただきたいと思います。雨漏りがあったために、実際に家財についても困難区域の方は持ち出せないということで3割高いのです。ところが雨漏りした人も同じなのです。雨にぬれたためにもう持ち

出せない、そういう意味では同じ扱いをしていただきたいというようなことを私は希望していて、そういうことをあれしました。ただ、これについてはこれで固まったわけではないですから、皆さんからいい意見があれば文言をかえること、訂正することはやぶさかでないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君）　ただいま議長よりそういうお話をございましたが、皆さん方からそういう字句の訂正なり言い回しとか、あとはまた別にこういうことも要望したほうがいいのではないかというようなことがありましたら、言っていただければその都度議長と協議の上、相談し、そういう訂正も可能ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君）　今議長、それから総務課長のあいで話は理解しますけれども、ここですからもっとわかりやすく、相手もこれではどれを指しているのか、家財なのか建物なのかというのもはつきりしないので、ここちょっとと言葉はそちらで考えてもらえばいいですから、このところはつきりするようにしてください。

以上で終わります。

○議長（宮本皓一君）　ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　これ今読ませてもらってちょっと感じたものですから。例えば4月から精神的な慰謝料の包括、5年包括。あとは土地とか建物の賠償が始まっています、富岡町の帰還宣言を待たずして自分の進路を決める住民もかなりふえてくると思うのです。というのは、いわきとか県外とかもう土地買っている人もいれば中古住宅買っている人もいて、そういったまとまったお金が入ると同時に行動に移す人もいると思うのですが、そういった人に対するお手当がこれ全然書いてないので。やはり戻りたくても戻れない人たちに対する支援、こういったものが全然うたっていないので。例えば今回の賠償を読み取ればわかると思うのだけれども、課税評価額の1.43とかあとは経年劣化による時価賠償、こういった賠償でとてもではないが再調達とか新価とか、よそに行って成り立つような賠償ではないです。そういうことにこれ全然触れていないのです。やっぱり復興計画とか何計画とかあっても除染が進まなければ帰れない。その除染も1ミリ以下になるまで何年かかるかわからないような、はつきりさせないようなことで今除染が始まろうとしているから、住民はそこまで待てないということで行動をとる人に対する支援、これちょっと総務課長に聞きたいのだけれども、もう早々と行動する人にはどういうふうに考えているか、ちょっと答えてください。

○議長（宮本皓一君）　総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君）　今議員おっしゃられるように、確かに富岡町には帰らない、それで次のということで行動を起こしている人がいるというのを確かだと思います。その人のために町は

何ができるのかということではございますが、急に何ができるということではなくて、やはり町民としてつなぎとめておくという、そういうことも大切かと思いますので、だから町民でなくなったからどうのということではなくて、やはりあくまでも町民だということで長期にわたるそういう支援というのも大切かと思いますので、今後いろんな意味を含めて考えていかなくてはならないというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 国に対する要望ということだから、町は国に対してそういう人たちのために何を要望するか。だから例えば住民票は富岡に残して、それで2重登録というか、今そういったことを総務省のほうで何か考えていると思うのですけれども、とりあえずよそに家を建てたいというような人には、建物の材料を例えば福島県内産の木材を使えば何割までとか何百万円までとか、そういうふうなちょっと具体的なことを考えながら、富岡町民がよそでも成り立つようなのをちょっと考えて、今の課長の答弁はちょっと抽象的というか、具体性にちょっと欠けると思うのです。中身をもう少し詰めて、富岡町を去っていく人にもこういう支援をしたいから、国はどうなのだと、そういった具体的なことも入れたほうがいいと思うのですけれども、その辺は課長どういうふうに考えますか。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） ただいまのご意見でございますが、少し具体的な例を話しますと、例えば富岡を離れざるを得ない条件ありますね、例えば2世帯で住んでいたとします。おじいちゃん、おばあちゃんは富岡に戻るという選択をした。若い方はもう戻れない、子供も小さいとかという状況あるいは仕事で離れなければいけないという、そういう環境にある人は震災前の生活が続いていればかけなくていい費用をかけることになります。確かに今おっしゃられるように、そこについては今国のほうでも何もうたっていません。我々からはそういう機会があるたびにそういう生活再建の支援というようなことで声は出しています。出していますが、まだ具体的になってこない。これはやはりこの要望書でいいますと、最初の1のところの丸ぼちの1番、2番、この辺に包括されてくる内容だと思います。しかし、今のお話はもう少しそこを具体的に書くべきではないかということでしょうから、この生活支援というような観点から出てくるものはたくさんあると思います。今土地の話とか家の話をしましたけれども、それ以外にもあるのだろうと思います。精神的な問題とか、そこで生活していくためにはというふうなことで、いろんな項目が上げられると思います。そういうことを拾い上げて、やはり一つの省庁では絶対対応できるようなものではないと思いますので、これからちょっと長期にわたるような支援が必要になる可能性も十分考えられますので、また引き続きそれは要求なり要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今副町長の答えのように、例えば被害の実態に合った十分な賠償をすること。

その中に全てが入ってしまうということであれば、全くそのとおりです。だからそういう細かいのもここの中に入っているのだよと言われればそれまでなのですが、とかく復興計画とかそういったものを見ると、国の賠償もそうなのだけれども、戻ってもらうということを前提として今やっているのでどうも住民意向調査なんかを見ると、戻る人たちは多分、私の想像で申しわけないのですけれども、2割かなと、1万5,000のうち3,000かなと、あとは戻れないという人もかなりいるので、これからこういう要望も賠償の要求も、かなり戻れない人たちのところにも配慮したような政策をとっていくてもらいたいので、賠償のことも、例えば立ち退き料とか、今の賠償はどうも路線価格で、実勢価格でないので、やっぱり私たちの損害は実際の取引価格が損害なものですから、そういったところも突っ込んで具体的に国のほうとこれから詰めていくてもらいたいと思います。

これ願望で結構ですから、お願いします。

○議長（宮本皓一君） 議員の皆さんにお話しします。

このものについては、この前安倍総理が富岡町に来たときに町側がつくって提出お願いしたものでありまして、これに皆さんの意見も加えて国に要望しようということですので、まだちょっと時間あります。というのは、大臣でなくてもいいですかという総務課長からお話があったわけですが、やはり要望していくのには大臣に直接お会いして、目と目を合わせてお願いするのが一番いい方法なのかなということを思っています。今国会開催中ですから、先ほど総務課長が答弁されたとおり、5月の20日以降でないと会えないということなのです。だからそこまで少し時間ありますから、具体的に自分がこのようなことをお願いしてはどうかというものを、ある程度文言を整理して出してください。そうすれば私これちょっと4番のぽつで入れさせてもらいましたけれども、こういうふうにどこかには該当するところにおさまりますので、そのような方向でお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、質疑のほうをそのような方向で終了させていただきたいと思います。

これをもちまして新政権に対する要望活動についての件を終わります。

次に、富岡町本格除染に対する施工体制についての説明を求めます。

それでは、ちょっと暫時休憩します。

休 議 (午後 1時28分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長（宮本皓一君） それでは再開いたします。

環境省及び鹿島建設からの出席がありますので、これより富岡町本格除染に対する施工体制についてを副町長より説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中司郎君）　この件につきましては、去る3月28日に行われました全員協議会で皆様から多くの意見が出されました。それを受けまして、本日発注元である環境省、そして現在試験除染を実施中である鹿島建設さんに出席を要請したところあります。出席される中で先日の疑問といいますか、それを本日行っていただければということで設定したところでございますので、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　それでは、黒澤環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長の挨拶をお願いいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤　純君）　ただいまご紹介いただきました環境省の福島環境再生事務所県中・県南支所の黒澤でございます。日ごろから皆様方には除染あるいは廃棄物の処理等におきまして大変お世話になっておりますこと、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日お招きいただきましたので、またご質問等を受けまして、除染等今後も進めていくところにおきまして、皆様の町の住民の方々あるいは業者の皆様の協力をいただきまして、円滑に事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともご支援、ご指導をよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

次に、西川鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長のご挨拶をお願いいたします。

○鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長（西川武志君）　皆さんどうもお疲れさまです。初めまして。鹿島の西川でございます。

私は2年前の3月11日から福島の、そして東北の復興の担当としてみずから手を挙げ、そして19日ですね、4号機の爆発から4日後でございますけれども、19日には1Fの普請をすると、みずから志願をし、Jビレッジのほうに3月の23日から入りました。一日も早く復興ができる事を祈りつつ、3月11日以降必死でやってきた一人でございます。

私は神戸生まれでして、神戸の震災の復興の支援のときには子供が生まれたてでなかなか自分の腰が引けました。しかし、いつかこういう場があればと思いまして、満を持しておったのですが、このようなことがあり、みずから手を挙げ、志願し、今日に至っているということでございます。

きょうはちょっと未来の話もあるうかと思いますが、ひとつわかる範囲で答えたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

それでは、富岡町本格除染に対する施工体制についての説明を黒澤環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長よりお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤　純君）　私のほうから若干本格除染についてご説明をさせていただきたいと思います。

皆さんもよくご案内のとおり、これまで我々は拠点除染あるいはモデル除染といったようなことで、

地域の特定のところの除染を進めておりましたけれども、おかげさまをもちまして区域見直しが実現し、まだ若干問題としてご案内のとおり仮置き場等のこと残っておりますし、まだ除染実施計画というものができておらないという状況ではございますけれども、こういったものについて先生方のご尽力もいただきまして、これから地元の皆さんと具体的に当たっていくという段階になりました。したがいまして、そういうことは順調に進むであろうという前提におきまして、一日も早い段階で本格除染に入っていきたいというふうに思っております。

まだ時期等あるいは発注の形式等、今積算等をやっている最中でございまして、きっちり決まっているわけではありませんけれども、できればこの夏、7月、8月ぐらいには本格除染に入れるようになります。ことで考えているところでございまして、地域としては今一応予定をしておりますのは、富岡川以南、これをまずやらせていただこうかと。ここにつきまして住宅、道路、農地、森林、こういうものについてやらせていただこうかというふうに思っているところでございます。規模といたしましては、したがいまして相当大きな規模になるのかなと。住宅等につきましても、ご家族という意味では2,500件ぐらいのものになろうかというふうに思っております。これにつきましては、全体をやはり仮置き場等の問題もございますので、一括して発注することになるのかなと。ご案内のとおり、今まで環境省は昨年度から本格除染を若干進めておりますけれども、といったところの反省も踏まえて、よりよい発注形態なり事業内容ということでやらせていただければというふうに思っているところでございます。

一応以上でございますが、何かご質問があればお答えさせていただければというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 除染のことで聞きたいのですが、1番の森林、住宅に絡む森林の除染のことなのですが、ある地域に行きますと、前に聞いたのですが、家の隅から20メートルですか、それが直脇に山林が来ている場合、直脇から傾斜がある場合のとり方ですと、傾斜に直に20メートルはらうこととは無理だと思うのですが、その場合どうしていくのかということと、あと実際的に住宅がメインになってくると思うのですが、基本的に隣接する文化財的な建物なんかは後回しになるかと思うのですけれども、それも同じだと思うのですが、一番は森林と家屋の間に対しての除染の方法がどういう形であるのかをお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 黒澤環境省県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 今のご質問でございますけれども、ちょっと直脇というのはあれだったのですけれども、家の周りの森林の考え方につきましては、要するに基本的な考え方人はがふだんいるような生活圏、生活圏から20メートルという考え方でござ

いまして、それはもう少し具体的に言うと、林縁部から20メートル、斜辺ではかるということで考えているところでございます。まずはそういうことでよろしいですか、森林の部分については。生活圏から20メートルということですから、斜面のところでも木が生え出したところから20メートルいくとということでございます。これについてはもともとよく皆さんからもご質問なりご意見ということで、同じ20メートルだったら水平距離でやるべきではないのかというようなこともございますが、一応どうしてこういうことになったかといいますと、もともとモデル事業なり何なり、いろいろ除染のやり方を過去に検討された段階で、やはり斜面でやってみて20メートル以上やった段階では除染の効果が余りないと。20メートルぐらいまでが一応効果が非常にあるということで、とりあえず20メートルまでやろうということで考えられたわけでございます。

したがって、よくご存じのように森林全体、ほかのところどうするのだという議論が昨年来ございまして、これについては今環境省本省のほうでも委員会等を開いてて、そういう中で今後、今年中にはその結論が出ようかと思いますけれども、山林全体をどうしていくのだということが結論が得られるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点の文化財のほうでございますけれども、これケースによるのかもしれませんが一般的に我々が今やっているところでは、市町村除染等も含めまして、文化財についても当然人が多く行かれて生活空間といったように判断できるところについてはやらせていただいておりますので、そういうところであれば今回の本格除染の中に入れてやることになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） なぜそのことを質問したかというのは、まず実際的に家屋のわきに今傾斜ある土地を持っている場合、そこに絡んでくる木、木々の枝が幾ら断面等を切ったとしても、実際に枝から落ちる葉っぱなり、また常緑樹の場合は針葉樹もそうですが、落ちてきたときに脇前に落ちてくるわけです。実際にやっても意味がないという形も出てくるし、あともう一つ、文化財のことについては実際的に古きものというのはいろいろ価値的なものがありますが、基本的に墓所なんかも宗教的なもので文化財として中にある場合。墓所の場合、石についている場合なんかは実際に削れる石だったらいいのですが、削れない場合、そういうのが実際的に物的にも撤去しないと除染にはならないということになってくると、そこにあっていいものかということも出てくると思いますので、そういう面はどうご理解していますか。

○議長（宮本皓一君） 黒澤環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 最初の森林というか木のほうでございますけれども、おっしゃられたとおり、木については線量の高い場合については下から4メートル、なおかつ木が弱らないようにということで、木の高さの半分というようなことでやっております。

それから、あとそういった中でも特に家にかぶるような枝とかそういうもの、そういうものについ

ては3.11当時あったという常緑樹であればそういうものは切るとか、そういうふうな工夫はしております、ケース・バイ・ケースではございますけれども、そういうものについてもできるだけ木がなるべく生きたような形で、しかも残っている葉っぱ等が落ちて、おっしゃったようにまた後で汚染源になるといったことがなるべくないような形で、今まで除染はさせていただいているところでございます。今後もできる限りそういう場合、個々の場所によりますけれども、適切なやり方を選んでやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つのほうのなかなか除染がしにくい場合どうするという、お墓というか何かそういう文化財とかそういう古いものを。我々の環境省のもともとの考え方といいますのは、除染というのはできる限り、既にある財物についてそれを壊したりとか崩れたりとかそういうことのないように丁寧に、できる範囲で除染しましょうというものでございますので、できる限りそういったものについても拭き取りとか何とか、いろんな、今技術的にもいろいろモデル事業を通してやっておりますが、そういういたようなことで効果の上がる方法でやろうというふうに考えております。

しかしながら、実際にはおっしゃったように、なかなかそれでは除染効果が上がらないというものもあるかもしれません。そういうものに関しては、まずそれだけではなくて、その周辺も含めて、まず全体がどれくらいになるのだと。全体がどれくらいになって周辺の生活圏、人が入られるようなところについてどれくらい線量が下がるかということをまず見ながら、個々に検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 今回答の中で簡単に言うと除染ができない方向のものが結構多いと私は理解するのですが。ですから、私も3回しか言えませんので、言いますが、そういうのもできるだけ工夫をし、できるだけ手がつかないものだからいいだろうというのではなくて、実際的に完全に、もとはなかった放射能をもとへ返すことは無理だと思うのですが、やっぱり最低限やるものに対してはちゃんとやっていただくようにお話しして終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。その他のうちの今回のものについては、本格除染に対する施工体制についてということで来ていただいておりますので、その辺を踏まえながら質問してください。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 2点ほど質問させてください。

まず1点目、住民帰還と除染、これは切っても切り離しできないので、それでこれから本格除染8月ごろからという話なのですけれども、私はいつまで待てばいいのか。結局富岡町は1ミリになるまで帰還宣言しないというような宣言しているので、この辺ではっきりと国の方では準備区域とか制限区域とか、この地域は1ミリになるまでこれぐらいかかるよと。モデル除染やっているので、か

なり精度の高い予報できると思うのです。だからもういいかげんに、ただ除染やらせてくださいではなくて、何年待てば1ミリになりますから、ここは国が責任を持って何年の間に、いつまでの間にきっちり1ミリ以下にしますから、遮蔽率を使わないで。その辺をはっきり各行政区、部落ごとに説明できるような体制をして、それから始まってください。

あともう一点、除染の工事の発注のあり方について質問をします。富岡町にもやはり除染したいという業者何社もあります。そういった中でその人たちはやはりみんな自分の家も持っています。やはり所有者としての立場もあります。自分の家も自分たちで除染したいという人たちもいます。そういった中で国はそういう地元業者の発注の位置づけ、大手ゼネコンと同じ扱いにしてくれるのか。それとまた別な考えがあるのか、その辺この2点聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 今先生に不十分かもしれませんけれども、お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、これにつきましては以前から先生からも言われていることでござりますし、またほかのいろんな住民の方からも私どもよく言われてございまして、要するに国は長期的に1ミリシーベルトということを言っておるわけだけれども、それが実際いつになればどういうことになるのだと、それをもう少しはっきり示すべきだといったようなことでございまして、我々もそれにつきましては常々今まで除染もいろいろやってきて、ある程度データも調ってきたところではあるのですけれども、そういった中でもう少し具体的な数字を出せないものだろうかということは本当に考えておるし、心から思っているわけでございますけれども、ご案内のとおりまだ富岡につきましてもモデル事業、拠点除染でやりましたが、例えば数字といたしましても、場所によりまして除染効果というのも40%から80%といったようなことで、かなり幅広い数字を示しております。ほかの市町村なんかでもやはりそうでございまして、なかなかまだそういう状況ですので、そういったことをもとに数学的に計算して何年で1ミリということはなかなか申し上げる段階には、科学的に至っていないというのが正直な印象でございます。

ただ、一方では大臣なんかもいろいろなところでお話しならられているように、前から20ミリの問題1ミリの問題、こういったものについて、もう少し今までの治験を積んで具体的な数字を出すべきではないかということで、今後検討していくといったようなことも言われておりますので、今までよりはもうしばらくすれば、少し具体的なことが皆さん初め多くの住民の方たちにご説明できるようになるのではないかと思いますが、まことに申しわけないのでけれども、本格除染前までに何年ということは今出せるような状況ではないということはご理解いただきたいと思います。本格除染をやるようなことを通じていって、これで実際どれくらい数字が落ちるのだということを通して、さらに皆様の帰還に向けた具体的な数字というものが、少しずつ確実な数字として得られてくるのではないだろうかというふうに考えておるところでございます。申しわけありませんが、今の段階ではこの程度の

ことしか責任を持ったお話としては言えないところでございます。

それから、2番目の工事に関することでございますけれども、地元の業者の方たち、土木工事をなさっている方たちが富岡はもちろんそうですし、いろんなところで大勢いらっしゃいます。そういった方たちの活用というか、地元の雇用に配慮するということにつきましては、環境省のみならずなのですけれども、環境省のほうも、例えば特措法、放射線汚染物質特別措置法でございますけれども、この基本方針なんかに、そういった地域住民の雇用に配慮しなさいといったようなことは配慮するということ書いてございますし、私どもも常々そういうことは心がけているつもりでございます。私どもも地域の業者の方あるいは住民の方に除染の作業をしていただくということは、一方では当然地域の活性化という観点から、多少なりともお役に立てるということと同時に、我々除染する立場にとってみても、こういった地域情勢を最もよく知っておられる方。また、地域の人たちの生活、物の考え方、こういうことを知っておられる方、また先生おっしゃいましたように、まさにみずからの地域をみずからの手で直していくのだといったような意欲をお持ちの方、こういう方に除染をやっていただきたいと。できるだけそういうことを進めていただきたいというのが本当のところの気持ちでございます。したがって、今後ともこういった本格除染等あるいはそれ以外にも幾つかいろんな工事等も出てくると思います。そういうふうなことに当たってはできる限り地域の皆様方に参加していただきたいというような気持ちを持っております。

ただ、ご案内のとおり我々も国の一員でございますので、環境省も他省庁と同じような形で、工事を発注する場合には資格審査といったようなことがございまして、やはり発注金額に応じた業者の皆様のランクというものがございます。そういうものに基づいてやらなければいけないという仕組みになっておりますので、なかなかやっぱりそこに合うような形で、できるだけまず参加していただきたいし、もしそういうことができないのであれば、例えば協力会社といったような形でも、できるだけ多くの皆様に参加していただきて、地元の方たちが除染をやっていくというのが先ほど申しましたように、我々にとってもいいし、地元の方にとってもいいと思っていますので、できるだけそれを目指してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 黒澤さんには何回も同じ質問ばかり今までやってきたけれども、ただ返ってくる答えも前と同じで全然話にならないレベルで。というのは、もう2年も過ぎて環境省ではよそでも本格除染やっていて富岡が初めてでないはずなのです。富岡が初めてであればさっきの答えでいいのだけれども、だけれども、何回も何回もやっているにもかかわらず、そういう言い方というのは全然前に進んでいないと。新しい除染方法もまだ確立されていないということで。

それと今答弁の中でちょっと気になったのがあるのだけれども、国のはうでも20か1かまだはっきり決めていないということを言っていますけれども、これは富岡町では1ということを決めていますので、国が20と決めて3.8マイクロで帰れと言っても絶対これは帰りませんので、勘違いしないでく

ださい。国が何て言おうが富岡は1でいきますので。

この1ミリに関しては、とにかくストレスがたまってしまって、孤独死とか何かもあります。私の同級生も58で一人で亡くなっていたというのも最近ありますし、やはりそんなにそんなに、何年も何年も待てる話ではないので、きっちりやはり除染始まる前に期限を決めていついつまできっちり1ミリにしますからというふうに断言して工事始められるぐらいに数字はきっちり出してください。

あと2点目、その特措法というのがあるのであれば、業者ランクが云々と、前段で物すごくいい雰囲気で聞いていたのだけれども、後段になつたらば、でもやはり国ですからランクがあるとかそういう話で、それでうまく何か逃げられているなという感じ私してしまうのです。結局ランクがあればそういう壁を取り払うのが特措法のようなもので私はできると思うのだ。何が言いたいかというと、こういった大震災で被災者である地元、地元を脇に置いといて、大手ゼネコンでガボガボピンはねするような図式があつたらば、これは絶対やってはいけないことだし、そういうふうにならぬようにやはり地元業者の位置づけはきっちりそういうランクとか何か関係なく、地元業者が一本になればある程度の数になりますから、そういったところを大手ゼネコンと同格ぐらいに持つていけるように国のほうも努力するということをここで約束してください。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 先生おっしゃるには地元雇用、地元の業者さんのことにつきましては、私どもも常々、特に現場を私のように預かっている者といたしましては、なるべく地元の業者さんに入っていただきたいと、それが我々としても最も仕事を進める上でもいいし、地元にとってもいいのだということは十分わかっておりますので、今おっしゃいましたように、例えば地元の個々の会社が小さければ大きく集まっていただいて、その中で、やはり今の制度はなかなか私がすぐ変えるというような性格でもないですし、またいろんな省庁を統合して決められたことでもありますので、まずは多く集まっていただいて、そこで資格審査に臨んでいただいと、そうすればたくさん集まれば上のほうのランクに行けるものだと思いますので、まずはそういうこともやっていただきたいし、例えばこれは私が言うことではないのかもしれませんけれども、例えばそれでも難しいければ、例えば中央の会社と一緒になるとか、JV組むとか、ほかの方法もいろいろあろうかと思うのです。そういうことも含めて何とかこちらのほうも考えますので、皆さん業者の方たちもそれに合うような形で、できるだけ多くの方たちが手を組んでやっていただければと思いますし、さっき申しましたのは、現実問題として、仮になかなかそういうことが難しいようなことがあっても、いろんな形で参加していただければということでございますし、我々のほうも今回本格発注というのは非常に大きな工事ではございますけれども、それ以外にまたいろんな地元の人たちにお願いできるようなことも今後出てくるかもしれません。そういうものについてはできる限り地元の方たちに直接やっていただけるようなことで考えていくたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 黒澤支所長、1ミリについても答弁漏れ。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 1ミリの問題については、これは先生からお話も前からお伺いしておりますし、私も十分それについては自分としては考えているつもりでございます。我々の除染はこういった浜のほうもやらせておりますし、あるいは中通り、会津といったようなところもやらせていただいております。中通りとか会津でも我々必要なところでは除染を、これ市町村ですけれども、市町村除染という形で県の基金を使ってやっていただいているというように、やはり長期的にというか、できる限り1ミリシーベルトに近づけるというのが目標であるということはもう間違いないことでございまして、そういう意味でそういったところでもやっておりまして、こういった比較的富岡のように線量が高いところについても、できる限り近づけるのは当然だと思っておりますし、除染をやる具体的な考え方といたしましても、技術的に、合理的に落とせるだけ落とすのだということでやっておりますので、ご不満はよく理解できるのですけれども、例えば私のところの担当でも田村といったところで本格除染やらせていただきましたが、なかなか1ミリまでは、最終的にそこまでは下がらないのが実情なのでございます。しかしながら、だからといってこれやらなくていいということには決してならないので、できる限りそういった技術の許す範囲でできる限り下げるということでやっておりまして、もちろんこれから本格除染につきましてもそういう気持ちでやらせていただきたいと思います。

それをどこまでになるのだというのを予想つかない。やはり今でも大分データは積み上げられてはおりますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり地域の状況 例えば住宅なら住宅のあり方、森林にしても森林のあり方、針葉樹なのか広葉樹なのか、どれぐらい木が密にあるのか、リッター数がどれぐらいあるのか、そういうものによってかなり違うものでございまして、それもなかなか科学的に予想するのは難しいということは、今でも2年やって知識を積んだのではないかということではありますか、なかなか数字でお示しできるまでには至っていないというのが 申しわけありませんが 実情でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） どこまでいってもちょっと答えられない人をずっと問い合わせても申しわけないので、1ミリの話は置いておきます。

それでせっかく鹿島さんで来ているので、鹿島さんの方に今度質問移させてください。今環境省のほうからランクという話がありまして、できるだけ特措法で地元にお願いしたいという話ありました。そういう中で今一応黒澤さんからの提案なのですが、東京の大手の企業さんとJVという話が出たのですが、地元をどのように考えているかちょっと、JVまで考えあるかどうか、その辺も含めてお答えください。

○議長（宮本皓一君） 西川鹿島建設所長。

○鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長（西川武志君） 大手というか、例えば弊社とJVという話をしますと、JVによる活動というのは具体的には可能だと思います。しかし、そこに

問題点というのがやはり見え隠れというかありますて、現状の契約のシステムだとJVに入った人たちが会社のお金を持って運営をしていかないといけないという現状がございます。というのは、契約をしたならば、前渡金というのが希望いたせば今のところ50%ですか、そういった金額は出てまいります。しかし、その50%は我々のほうで運営できるのですけれども、それが尽きてきますと、今度は既済部分検査あるいは竣工、そういったところを経ていかないとお金が入ってこない、こういうことになるので、例えば何十億という負担を強いられるということ。実際に活動するというと、私も本当に東北に来たいということで来てやっていますので、そういった気持ちを一つにして私は本当にやるべきであるというふうに思うのですけれども、そういう例えば仕組みですよね、JVの。そういったところに難しさを感じます。

あとはJVになれば、得意のところで皆さん一緒にやっていけばいいので、高いところが得意の会社と低いところが得意な会社、農地が得意な会社、こういったものがJVとして組んでいくということは私は理想だと思います。

それから、もう一つは今のJVの体制ですけれども、私が言う話ではないのかもしれませんけれども、国交省のルールでは3社がJVの限度というふうになってございました。今度50億円以上の工事においては5社までJVが組めますと、こういうルールにはなってきたように聞いています。ですから、その中に入るということは可能なのだけれども、先ほど言った資金の問題というのが問題だなというふうに、自分では感じています。

○議長（宮本皓一君）ほかにありますか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君）所長、今まで何回か同じ話していることもまた出さざるを得ないのですけれども、今まで明確な答えもらっていないから。何点かちょっとお話ししたいと思います。

まず、除染体制ということですけれども、一つには前から私何回も、本当に複数回言っていますけれども、建物の解体除染、これをはじめに考えないと、今の除染、別な答弁の中でも一部出てきましたけれども、なかなか難しいですよ、除染が。ですから、持ち主が希望する場合、建物を解体して除染すると、更地にして、もちろん経費はそちら持ちですよ。ということをやはり早く決めてほしいのです。でないと次が動けないです、皆さん。ですから、そのことを早く確たる話をしてほしいということと、それから実際に今度除染が始まったときに、建物の周り、若干山も含むのでしょうかけれども、さっと除染して、それで少し土をまぜてしまった。もしくは覆土をするということで、見かけ上の線量を下げているような仕事をしているところもあるのです。ですから、そういうことをどうやって防ぐのかということです。表向きの線量率だけはあってもわからないので、かといってベクレルまではなかなかサンプリングするのが多いので無理かと思いますけれども、ですからそれは作業工程の中で、マニュアルの中でどうやって抑えるのかということを考えてほしいのです。

それから、やはり先ほど一部答弁ありましたけれども、生活圏から20メートル以内と、樹木の除染

これ常緑樹と落葉樹は分けて考えなくてはいけないと、それからなおかつ4メートルで2分の1までしか枝打ちしないということですけれども、これは私は別な話で、森林組合のほうに確認していますけれども、残すのが3分の1でもいいのです、枝打ちは。先ほど2分の1という話でしたけれども、そうではなくて、ですから4メートル云々はあるかもしれませんけれども、やはりちょっと嫌みに聞こえるかもしれませんけれども、黒澤所長、県中、県南担当で浜通りのほう余りよくわからないのか、わかっているのかよくわからないですけれども、建物のすぐ近くに例えば杉でもヒノキでもある家もあるのです、いっぱい。そういうときに先ほどの4メートル、2分の1限度というのではなくて、もっとその辺はケース・バイ・ケースで考えていかないと下がらない。

それから、さらには落葉樹の葉っぱ、今恐らく所長のほうで把握していると思いますけれども、葉っぱの下にいってしまってますから、落葉樹を取り除くと線量が上がるということは、ウェザリング効果で落葉樹が飛ばされると一旦そこはかったときある程度下がった線量の状態であったとしても、今度北風、西風で飛ばされたときにまた線量が上がってくる。土も同じこと言えるわけですよ、その下にあった。さらには農地のことが余りうまくいっていないようですけれども、農地のほうも同じなのです。同じウェザリング効果で雨水とかそれから風によってまた運ばれてきてということで、1回目の除染で数字的には表現できない、それはそうでしょう、ケース・バイ・ケースですから。にしても、また上がる可能性が高いのです。その辺をどのように考えていくのか。とりあえずその点お尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） どうもありがとうございます。まず、最初のご質問とかご意見の建物の解体の話でございます。これにつきましては、先生にもご指摘いただきましたが、1月から2月にかけての住民説明会のときに、私も非常に多くの質問を受けまして、大変正直答えにくかったことでございます。まず、はっきり言えるのは、地震によって傷みがひどくて例えば半壊以上といったようなものに関しては、これはもう放つておくと周辺にも迷惑をかけるということで、罹災証明というものがとれれば、これは市町村で発行するものでございますけれども、それについては環境省のほうで撤去するということは、一つははっきりしております。

それはいいのですけれども、ご質問の趣旨というのは、私なんかも後でいろいろ考えれば、そうではなくて、そこまでは傷んでいないのだけれども、例えば地震も1回ではなくてその後もいろいろ何回か余震等も起きましたし、そういうときに皆さん避難されていて家におられなかつたので、もうそのままになっていて、例えばそれによって瓦が穴があいたりとか、そういったようなことで、その後ほこりだとか雨だとか入って、そういうものによって家の放射線量が高くなっている、あるいはカビが生えたりいろんなことがある、小動物も飛び込んだりしているといったようなところについて、もう帰らないと、いろんな家庭のご都合もあるのでしょうか。なかなか帰るようなことにはならないから、もうそういうところは除染するよりも撤去したほうがいいのではないかといったようなご意見

なのだろうと思います。それについて私もよくそういうお気持ちわかりますし、ある意味ではそういうお気持ちになるというか、そういうことも当然なのだろうと思います。

そういうことについて、ではどうするのだということでございますけれども、そこら辺についてご案内のとおり、今本省も含めて、環境省だけではなくて、復興庁も経産省も入れて、そういった家屋の撤去についてどうしていくのだということが、今いろいろ中央のほうで検討されているというふうにも聞いております。また、このことに関しては町長さん初め多くの方からもそういう中央の大臣なりそういった方たちにもいろんなお話はされているというふうにも、ここだけに限らず、いろんなところからそういう話が出てきているのも聞いております。したがって、今後、なかなか今まで特措法というか、そういった我々の世界で想定していなかった、余り十分な検討がされていなかった問題だろうと思いますので、今後そういうところについては東京のほうでも十分な検討がされるというふうに期待もしておりますし、また私どものように現場にいる者につきましては、今先生からお話をありましたようなこと、またそれでなくても住民の方たちからもそういうことについては大変ご指摘があるわけですから、そういう意見があると、強い意見があるということについて、中央のほうにも伝えていきたいというふうに思っております。我々の声が届くようにしていきたいと思いますし、今そういうふうな今申しましたように、いろんな検討がなされつつあるというふうにも聞いておりますので、そういう中でこういった問題が解決に向けて進んでいくのではないだろうかというふうに期待しておるところでございます。まず1つ目はそういうことでございます。

次には、まず建物の周りの除染のことです。これにつきましては、まずこれも先生ご存じのとおりだと思いますけれども、我々各家庭、ご家庭、家について除染やる場合については、まずおのおの個人の家の持ち主の方にこういうことで除染をやりますということで、すべて同意をいただくときに除染のやり方についてご相談いたします。そういう中で我々としてはこういうやり方がいいと思いますが、皆さんいかがでしょうかということでご意見もお伺いして、もちろんそれでこういうことでやつてくれということで除染をさせていただいておりますので、まずはそれぞれのご家庭の方のご意見もそういう中に反映できていると思っていますので、そういうことではなかなか通り一遍ということにはならないだろうとは思いますけれども、具体的にはちょっとおっしゃいましたようなことで、ちょっと遮蔽をしてするみたいなことでやるというようなことは、実際にはそういうことではなくて、例えばお庭であれば線量が高ければ表土剥ぎもいたしますし、例えば建てどいの下のところなんか非常に線量が高いのもありますけれども、そういうところは下までずっと掘ってるとか、そういうことをやらせていただいておりますし、それでまた放射線量最後はかって住民の方にお示しして、こういうことでどうでしょうかということで今やらせていただいておりますので、基本的にはできる限りのことはやらせているつもりなのですけれども、個別にそういう中でお線量が落ちないといったようなことがあれば、住民の方を通していろんなことを、直接我々に言っていただければできる限りの技術的にできる範囲での対応はしていきたいというふうに思っております。

それから、木のほう、木のほうについては先ほど申しましたように、4メートルと2分の1ということが基本でございますけれども、ただひとつこれもさっきお話ししたかと思いますけれども、おっしゃるような家の、例えば屋根にかぶさるような枝、そういうものよくあります。中山間地域なんかそういうところ多いですから。そういうものについてはできる限り切るということにしております。そういう意味で樹木等からの、特に家なんか見てみると、平均的には2階のほうが線量が高かったりするのです。これは屋根の問題もあるしといの問題なんかもあるのですけれども、そういう木から来ているみたいなケースもありますので、そういうところについてはできる限り、木が傷むか傷まないか、これまた議論のあるところで、場合によっては全体切るみたいなこともあるのかもしれません個々の対応になりますけれども、そういうことで画一的に4メートルと2分の1でやっているということではございませんので、そこはご理解いただければと思います。個別の対応は柔軟にやらせていただきたいというふうに思っております。

それから、農地ですか。

〔「農地と落ち葉」と言う人あり〕

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 落ち葉については、3.11、事故発生時期に葉っぱがあったもの、いわゆる常緑樹でございますけれども、これにつきましては一般的に針葉樹だと大体3年、広葉樹だと4年で落ちるというふうに言われております。もう既に2年過ぎたわけでございますけれども、それからすると、あくまでも平均的なものですけれども、まだ3分の1程度ですが、そういう常緑樹については残っているという可能性もございます。しかしながら、たまたまといってはあれですけれども、今回の富岡の本格除染につきましては恐らく今年いっぱいは少なくともかかるということになりますので、大体今年いっぱい過ぎると3年過ぎますので、ほぼ当時放射性物質がついた葉っぱについては、ほぼ落ちるのかなと思っておりますが、そういうことも含めまして、まずはともかく今ある常緑樹についてはできる限り葉っぱを落としていくし、落葉樹については新しくできたものですから、これは根っこから吸っている部分も若干あろうかと思いますけれども、それほど気にしなくてもいいと思いますが、そういう意味でとっていくということでございます。

それから、その後森林等について20メートル除染した後は、そこに柵等を設けまして、非常に風が強い場合は別ですけれども、なるべく落ち葉だけではない、砂とか土もそうですけれども、雨のときなんかに流れ込んでこないように、そこには柵等をして生活圏には入らないようにできるだけさせていただこうとは思っております。そういうことでなかなか十分ということにはまいらないかもしれませんけれども、そういう意味ではできる範囲のことで後にふえるということのないように。また、今までの少なくともこれも時々ご意見として出るのでありますけれども、一旦やったやつがまた戻っているよといったようなことはあるのですが、我々が調査した限りではほとんどのところでそれは継続して調べておりまして、除染効果は継続しているというのが一般的でございます。ただ、ところによっては

雨が降ったり台風とかそういうことによって砂がたまつたりとか、落ち葉が極端にたまつてまたもとに戻っているところもあるのかもしれません。そういうことがあるかもしれませんけれども、それはあくまでも例外的なもので、一般的にはいろんなところでやっていますけれども、除染が終わった後、半年、1年フォローしていますが、線量は下がったままであるというのが実態でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） あちこちはわかったのですけれども、もうちょっと確認したいです。

ですから、解体除染の件はぜひ、検討という言葉は今さら2年以上も過ぎて聞きたくないので、やはりこれは進めてほしいのです。というのは、今恐らく所長おっしゃった半壊以上という言葉は、物理的な半壊を言っていると思うのです。私が思うに、放射能に汚染されたダストが入っているのも壊れた建物だと、住まいだと。それから、放射能を含んだ水が流れた、申し上げるまでもなく、例えばぐしの一部が壊れて雨漏りすれば水はあちこちいろんなところ走っているわけです。それらも私は損壊だと思うのです。ですから、そういうのも含めて物理的に屋根が壊れたから柱が壊れたからではなくて、そういうものによって損壊したものも含めて、持ち主が希望する場合にはこれは解体除染すべきだということを強く言いたいのです。

それで今実際に丁寧に説明していただいたわけですけれども、言葉の説明の中で線量が下がらなければと言うのですけれども、幾らより下がらなかつたらもっと例えば深く掘るとか、もうちょっと屋敷から20メートルと言っているけれども、場合によつてはもうちょっとやるよとかという話を、幾らの線量だったらそれが下がらなかつたとおっしゃるのか、その数値を聞きたいのですけれども。

それから、落ち葉の話は半分は了解したのですけれども、あの半分は。これはもともと落ちていた落ち葉にもセシウムを含んだ水がいっているわけです。それが飛んでくる。それを何か柵を設けて抑えるというようなお話をしたけれども、現実的に私は、どういう柵かわかりません。腐るものなのか腐らないものなのか、高さどうなのかわかりませんけれども、そういう柵で風で飛んでくる、それぞれそれに付随して放射能を含んだ砂ぼこり飛んでくる。これ山の分も含むし、農地の分もそうなのですけれども。ですから、できるだけ20メートル云々もあるのでしょうかけれども、土砂崩れとか何かの心配のないところは、やっぱり20メートル云々ではなくて、相当きれいに落ち葉、表土を除染しないと難しいのではないのかなと思うのです。

○議長（宮本皓一君） 12番さん、富岡町ではこれから7月に本格除染がありますから、その除染計画というものをまた説明させます。そういう中で除染の方法とかそういうものはできますから、時間の都合上、施工体制について、これについてお願いしたいと思います。

○12番（塙野芳美君） だから今私が言ったことを守れるための体制はいかがお考えですか。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。簡潔にお願いします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） 今いろんな除染方法、農地等のことにつきましては、また機会を設けさせていただいて、改めてご説明させていただきたいと思いま

ですが、そういうことを実際にできる業者さん、やはり一般的な土木の経験もあり、放射線等に関する知識もある程度おありであり、また組織とかそういうものもできるような、そういう人たちが望ましいのだろうとは思っておりますけれども、やはりそれは今除染というのは過去にずっとやっていたわけではありませんので、なかなか、走りながら地元の業者さんなんかでもやっぱり経験を積んでいただいて、やっぱりそういうふうな業者さんになっていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） それでは、3月28日全協の中でいろいろ質問させていただいたのですが、きょう工程に対しての質問ということで、单刀直入に聞かせていただきます。

今回は鹿島建設さんの西川所長も来ていますので、当然今度の富岡の除染は鹿島さんがやるのかなという考え方で聞いていいですね。といいますのは、仮置き場の件で環境省さんが説明に来てくれたときには、どこがとるかわからないという話が多分に出たのです。そういう中で私も当然富岡は鹿島さんがやるものだと思っていたのですが、きょう来ていますので、鹿島さんがやるのだなど確信を持ったのですけれども。そういう考えのもとで私は聞かせてもらいます。

鹿島さんのほうでは例えば富岡落札して本格除染鹿島さんがやることになったとしたら、どういう発注形態をとるおつもりなのか。環境省さんが今回もそうです、たびたび皆さんの質問の中に地元雇用を大切にしたいと。当然それは国の思いだと思うのです。我々もまさにそのとおりなのです。ライフラインの復旧だどうだこうだ言っても、まずは先行除染しない限りは、その前の仕事に進めないとということなものですから、やはり富岡にも建設会社いっぱいありますから、そういう中で隣接の樅葉さんとか大熊さんとか、隣接の町村はゼネコンさんが落札して発注形態が地元の建設業協会。建設業の人たちがほとんどの人がそこに参入して除染工事に携わっているというのが状況です。富岡町でもぜひ私はそういうふうにしていただきたいということを強く町長にも要望しているのです。要望しているにもかかわらず、試験除染と言いながらもう1年半以上試験除染していますよね。あなたたちは富岡町の業者、ごく一部の業者にだけ声かけて、ほかの業者には全く声かけなされていないと。そういう状況の中で今後どういうふうに発注形態を考えているのかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） ちょっと私のほうから。渡辺先生からおっしゃったの前提でお話をされることは、それはそれでよろしいかなと思いますけれども、念のために申し上げておきますと、今回の本格発注につきましては、まだ公募にもなっておりませんし、どういう業者さんが応札されるのかということも、まだ私どもは全くわからない状況でございますので、一応環境省の立場としてはどなたがとられるかということは全くわからないと、実際そうなわけです。ということは、ちょっとご理解いただきたいと思います。

そういうことを前提でお話を進めていただけるのかなというふうに感じておりますが、そういうこ

とでよろしいですか。

○議長（宮本皓一君） 西川鹿島建設所長。

○鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長（西川武志君） 重ねて申し上げますが、私どもに決まったわけではございません。

まずは地元の方に声をかけていないというところも事実無根でございます。まず、今から1年半ほど前になるのですが、平成23年の11月に除染モデル事業というのがスタートいたしました。この除染モデル事業のときに、私が所長をしてスタートをしたわけなのですけれども、ここでは田村、葛尾村、それから富岡町、この3つのまちで除染の実証のモデルをやったということです。このときに11月の7日に受託が決まりまして、それからわずか16日後、11月の23日にはもう田村、葛尾村のほうのモニタリングをスタートさせています。富岡のほうはそれから約3日、4日おくれてスタートをしまして、12月の4日には葛尾村の除染モデルをスタートしています。富岡町のほうは12月の26日に除染モデルをスタートしています。こういう決まってから本当にいろんなことをやっていかないといけない。業者決め、それから事務所、休憩所、スクリーニング場所、こういったものを全て整えてやっていかないといけないのですが、11月の7日まではどういう場所を我々がやるのかということすらわかっていないわけでございます。

そういうことで、我々が除染モデルを富岡町でやるときに、何が一番最初に段取りしないといけないのかということを考えたときに、休憩所なのです。トイレ、それから休憩、そういったところがいわゆる警戒区域というのが当時ございました。そのときに富岡町まで行くのに約20分かかります。広野町からずっと行って20分かかるって作業をやって、そしてそこでお手洗い行きたい、それから休憩しないといけない、こういったところがまた出てくるのかというと、これ大変な話になります。したがって、どういうところで休憩ができるのかというのを模索したときに、夜の森公園、それから富岡第二中学校、そこが除染モデルの場所だったのですけれども、その最寄りのところで遮蔽ができて、それでなおかつ水が使え、電気が使えると理想だなと思って探しておりました。当時は富岡駅のほうまで行って、ここは町の公共の駐車場があるからここはどうだろうかとか、こういったところも考えました。

しかし、結果的にそのあたりずっと見渡しますと、1社最寄りのところの会社がございました。これが本当にありがたいことに鉄筋コンクリートでできているので、エネルギーがぐっと遮蔽されるわけです。そこで休憩、それからトイレ、それから電気も来ていて水も使えると、そういうふうなことでしたので、そこをスクリーニング拠点としたわけでございます。

そこで富岡町の除染ですが、総勢で400名の作業員さんにともにやっていただきました。そのときに1社の地元の会社は80名ほど出せるというようなことで、80名の参加をいただいた次第です。そのときに地元の会社ほかにも声かけていただけないかと、こういうことで有限責任組合さんが去年の10月に私どものほうに挨拶に来ていただきまして、そのときに8社の方には声をかけてございます。

声をかけたのだけれども、除染モデルの時代、これがまだタイベッマスツ、それから半面マスク、ガムテープで縛って、ゴム手袋でこうやっていた、まだ物騒なときです。そのときには皆様不参加と、こういう回答を得たということでございます。そういうことで除染モデルのときに80名の方々に地元では参加いただいたのですけれども、まずその事実をご認識いただきたいと思います。

その後緊急除染ということで環境省さんのほうから役場、拠点、こういったところの除染が出ました。その除染が出て、まだ今日に至っているわけなのですが、規模が全然違っています、作業員さんの数が4月、5月はほとんどやっていないのです。3月にはもう6名、1日ですよ。6月には11名平均。7月、8月は9名と、こういうふうな小規模にぐっと減ったところで作業が進んだと、こういうことになります。そうしますと、スクリーニング拠点を持っているその会社以外のところでやらせてくださいよと言っても、今そういう作業はお願いできる仕事がないのです。そういうことですずっと推移してきて、それで去年の夏、24年の7月ですけれども、少しボリュームが、スポーツセンターとかそういうのが始まりましたので、有限責任組合さんの1社また参加していただいている。それから、ことしの1月にはもう1社参加していただき、有限責任組合さんの方々には参加していただいているという私どもは認識をしているわけでございます。

それから、あと声掛けの件ですけれども、これから先の未来の話、我々はまだ確定はしていないのだけれども、もし富岡町さん引き続きさせていただくということになれば、やはり地元の方々への準備、声掛けをしておく必要がございます。そこで去年の10月に先ほど言いましたけれども、有限責任組合が立ち上りましたということで、そこの会長さんほか合計3名の方が来ていただきて、立ち上げの話をいただきました。そこでどの程度の人数の参加が可能であるかというのも、そこでお尋ねしました。そうしますと、12月に50名ほどの参加が可能ですかという回答もいただいている。そしてことしに入りまして、いよいよ近づいてきたかなということで、改めて確認を少し細かな作業種別とかそういったところでもある程度わかるヒアリングをいたしました。そうしますと、今度は120名ほどの参加が可能ですか、こういう回答をいただいている。そして4月に入りましたが、本格除染でまだそういう体制、今の状態キープできているのでしょうかとか、それから機械なんかはどういうふうに扱っていきましょうかとか、そういうまだとらぬタヌキですけれども、そういうことを地元の有限責任組合さんと一緒にやっているということでございます。

今個人名と会社名は伏せながら申し上げましたが、もし必要であれば申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 西川所長さんが言ったことは私も頭に入っています。富岡町の業者さんで参加したのはまさにそのとおりだと思います。1社はそうやって当初協力してくれた会社、あと1社は前から鹿島さんとは深いつき合いがある会社、そういうふうな認識は持っております。ただ、今西川さんが言った話の内容、全部自分で対応した内容ではないと思うのです。そういう中で今確かに7月

からの本格除染始まるに当たって、いろんな方が営業を行っていると思います。営業に行った方々はことごとく断られてくるのです。断られてくるというよりは、下請ならどうぞ参入してくださいと、それも鹿島さんの下請ならいいですよ。下の下の下請ならいいよということで断られてくるような話をたくさん聞いているのです。

そういう中で鹿島さんは本格除染落札したとすれば、それだけ建設協会でつくった会社を重視してくれるとすれば、どういう形態でお出しitただけるのか、ここで聞ければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 西川鹿島建設所長。

○鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長（西川武志君） 今たくさん的人がそのように言われて帰ったというのが、私としてはその記憶はないです。ですから、ぜひその方お教え願いたい。

先行して入った会社の下にというような話がちょっとちらつとあったような感じがしますけれども、それはイメージ的にはやったことがない人がいきなり一時協力会社として入ってきた場合に何もできない、どうしたらしいのだ。放射線管理どうしたらしいのだ、除染のほうはどうしたらしいのだとか、こういうふうなことで入ってこられると、いろいろと効率は悪くなりますよね。だから、したがって、そういう指導者がいるところに入ってやっていただくというスタイルが一番いいというふうに思います。

あと先ほどのJVの話でひとつ言いそびれたところとして、JVに入ってやっていただくというところでひとつ……。

○11番（渡辺三男君） JV私質問していません。

○鹿島建設株式会社福島県内除染関連総合事務所所長（西川武志君） その話はやめましょう。

協力会社として入ってくる契約の仕方というところまで、我々今ここで申し上げるところではないのかなというふうに思います。それでご了解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 発注形態はというのは、要はお金の流れです。鹿島さんから直接発注するすれば、鹿島さんから直接流れていくと思いますし、鹿島さんの協力会社の下に入ってくださいよというのであれば、そっちを経由して流れていくと思うのです。そういうことによって地元から雇用された人たちの、要は1日の日当です。そういうのが下がっていってしまうのです。一番はやっぱり地元雇用、少しでもいい条件の中で地元雇用して、しっかりと除染に向いてもらってきてきれいな仕事をすると、それが私は一番だと思うのです。ただ、元請さんとか上の部分から見れば、きょう入ってきて除染といつてもなかなかできないだろう。そういう心配は確かにあろうかと思います。ただ、建設協会であれば、土木とかそういう部分には十分知識あると思いますので、10とすれば8までは除染の知識も今は持っていると思うのです。そういう部分で加味して考えていただければ、どういう発注形態なのですかということを私は聞いたのですが、そういう部分できょうは話をする場ではないとすれば、私はきょうは鹿島さんがせっかく来ていたから、その部分まで深く説明いただけるのかなと思って安

心していたのですが、きょうは鹿島さんは何のために来てくれたのですか。私ちょっと理解できないのですけれども、その中身が。今後の除染に対して来てくれたのでしょうか。さっきから議長何回も言っていますよね。

〔「議長、私のほうから説明します」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 3月28日に私が退席しました、来客の予定ということで。もちろん議長の了解得ましたが。その後に議事録を私見せていただきました。それから、早速全協3月28日終わった後複数、副町長初め各課長からも含み言われました。まことに残念至極、それだけの疑惑があるやのやりとりがあったということで、非常に私はこれについては憤りを感じました。そういう中で恐らくきょうは全協の中にこのような、前回のこともあるだろうと思って、私はこの問題をはっきりとさせていただくといって環境省は環境省で来ていただきましたけれども、鹿島の西川さんには3月の28日の次の日、呼んで、このようなことがあったのかと、議事録を読んで。確認し、検証しました。全くそれはないということで、きょうはこの機会にぜひこれをはっきりと説明していただこうということで私のほうからも出席要請をしたわけです。ですから、あくまでも3月28日全協のやりとりのことを、私はこれについて一つのはっきりとその真相を説明していただくと、そういうことで出席を私のほうから要請しました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） そういうことであれば、鹿島さんに来ていただいた件は了解はできます。非常に統括所長の西川さんには申しわけないので、私もうそを言っているわけではないです。私もうそ八百並べてこういう席で言っているわけではないです。そういう方を連れてきていただきたいというのであれば、私も連れていく努力はしますが、こういう席を持って皆さんでどうすることをやったか、お互いにしゃべるのが一番いいと思いますので。私は陰でああだこうだ言うのは余り好きですから、单刀直入に言わせてもらっていますが。

まさに先ほど冒頭で言ったように、今仕事何があるかというと、地元に戻る、また戻る状況をつくるためには除染が一番最初ですので、除染しかないのです。除染しかないがために地元企業はみんな立ち上がりがないでいるのです。そういう中で地元の企業の背中を押すのは、やっぱり除染に携わることなのです。それを町が強く指導していただきたいと、そういう気持ちで私は3月28日強く言いました。そういう状況の中で私が聞き取り調査した中では、いろいろそういうもの、マイナス面が出てくるのです。それを払拭しない限りは地元の建設会社は立ち上がりません、仕事ありませんから。それでいざ入ってくださいと言われたって、なかなか地元の建設業は5人とか10人でやっている建設会社が多くて、15社いたって20社いたってみんなそうです。それがあしたから仕事始まりますよと言ったって、1人、2人来るのが精いっぱいです。そういう中で7月から本格除染が始まるとすれば、ちょ

うど準備期間3カ月、4カ月あるから、私は今の機会を捉えてはいると思っているのです。私はそういうことでいろいろ鹿島さんに営業に行ったらこういうことを言われたよと、なかなか入るのは大変かなというような雰囲気の中で、私はそういうことを捉えていましたので、ぜひこの機会を逃しては全く地元建設業の立ち上がる機会はもうないと、地元建設業が立ち上がらなかつたら復興なんか夢の夢です。

執行部のほうでもいわきで今後の作業の工程内容の説明会開きましたよね。説明会なんか開いたって何にもできないでしょう、今の状況を考えたら。今から10月とか9月とかの仕事発注してくれれば3カ月、4カ月の準備期間の中でみんな準備できると思いますよ。それだって発注できないでしょう。ただ、除染に関しては間違いなく8月、9月には発注できるような状況が生まれると私は思っているのです。仮置き場だって環境省さん今本気になってやっています。場所的にいい悪いで私は反論していますが、私の意見なんかは14分の1ですから、それは決まっていくのかなとは思っていますが、そういう意味で私は悪口ではなくて、本当に地元のためを思って言っているつもりですから、執行部もよろしくお願いいたします。また、鹿島さんの統括所長さんのほうにもきょうこういう意見があったということに耳を傾けていただいて、今後発注形態を、例えば落札したとすれば建設業協会とか今度つくった新たな会社に発注していただいて、富岡の町民を雇用の場として最大限に生かしていただくことをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 先ほどの12番議員の質問に重複しますが、解体……。

○議長（宮本皓一君） 黒沢議員、除染計画についてはまだ私どもの中にはどこからいつの時期にというきちっとしたものは説明になっていませんから、これについては町、国からこれから説明を受けますから、これ以外でお願いします。

○9番（黒沢英男君） わかりました。その点は触れません。まだ除染実施計画が決まっていないということですから。

ですけれども、これは準備として今鹿島さんで家屋の調査、土地の調査等しておりますよね、これ環境省の代行でやっているのかどうかわかりませんが。そのうちの恐らく避難準備区域、居住制限区域のうちの90%は終了しているという、先般16日の委員会で報告があったのですが、90%終了しているという中に、まだまだされていない建物等とかいろんなところがあるのです。事実私の所有しているところが3件ありますが、その1件たりともまだ来ておりません。何ら文書でさえも来ておりません。本来であれば、全地域、全町民に文書等送付しているわけですね、それもされていないのです。まして相続放棄者とか未相続家屋とか所有者不在の建物というのは富岡町に相当あるのです。そういうところは全部除外してしまうのですか、その辺聞いておきます。

○議長（宮本皓一君） 環境省。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所除染推進課環境技官（赤羽郁男君） 私、赤羽と申します。

先ほど先生の調査に対しての案内、こちら行っていないということで、私ども送付したものに昨日の夕方確認いたしまして、こちら、先生のことだけでちょっと申しわけないのですけれども、2月1日、黒沢英男さん名にはお知らせということでこちらのほうは届いていますと。あと有限会社日東建設のほうには届いていないということで、ちょっと私のほう調べまして、こちらのほう安積町のほうに2月1日送らせていただきまして、私のほうにも戻ってきていないというふうな認識でいたもので、案内は先生のほうに届いているというふうに思っていたのですけれども、このあたりがちょっと先生と誤解が生じているのかなというふうに私は思っています。

あと、家屋の調査等に関する90%、それ地区ごとでモニタリング調査、あと建物調査、あと数量調査等を全部平均して大体約90%程度完了ということで報告させていただいているので、そのあたりちょっとご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 私のほうに送ったと、有限会社日東建設宛てに送ったという返答ですが、私のほうには届いておりません。これだけは私ははっきりと言っておきます。無視するのなら私を無視しても構わない、そういうこと。

例えば富岡町には相続放棄している建物とか未相続家屋とか所有者不在の建物というのは相当あるのです。その辺のこと、例えばこれは調査してあるのですか、どのような方法を今後とられるのか。例えば相続放棄者の建物に対してどのような方法、裁判所を通してやる準備があるのか、そういう家屋は調べてあると思うのですが、どのぐらいの割合というか件数あるのかどうか聞いておきます。

○議長（宮本皓一君） 環境省、赤羽さん。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所除染推進課環境技官（赤羽郁男君） 先生のご質問で90%というのは調査可能な箇所での90%、私ちょっと口足らずで申しわけないですけれども、調査ができない箇所も踏まえての全体的な90%ではなくて、調査できる箇所に関しての90%ほどは完了していますということで、あと今先生のご指摘のそういうもろもろに関しては、早急に数字調べましてご報告したいと思います。何件がどういう状態なのだとということを数字を出して報告いたしますので。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） わかりました。

いわゆる先ほどの解体除染、その中に調査恐らく合意済みなのかどうか、それわからないのですが90%の中がすべて合意しているのかどうか。除染で構わないという方法をとられている人がそのうちのどのぐらいいるのか。恐らくは解体していただきたいという、先ほどの質問ではないのですが、こういう方も相当いらっしゃると思うのです。解体してその後に除染してくださいと、そういう方も相

当いると思うのですので、その辺もやはり相当これから7月から本格除染が始まるということですから、その辺も十分踏まえて調査していただかないと、そういう建物が残ると幾ら除染しても、また今後の富岡町に復興にかかるてくるのです。そういう倒壊寸前だという建物は相続放棄のために手がつけられないという状態であれば、これを解決するだけでも相当な期間は、裁判準備とかいろんなことをしていけば、裁判所の準備とか何かを踏んでいけば、相当期間かかると思うのです。ですから、その辺の調査も踏まえて、今後やっぱり手抜かりのないように除染準備をしていただきたいと思いますが、最後にお願いします。

○議長（宮本皓一君） 黒澤県中・県南支所長。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所支所長（黒澤 純君） どうも先生ありがとうございます。先ほど来ほかの先生からもお話をありましたように、解体家屋、撤去するのかしないのか、あるいはそういうことが果たして除染も技術的に可能なのかどうか、いろいろ富岡で多くの問題があるということは私も認識いたしておりますので、今おっしゃられましたように、今後同意をいただくことあるいは除染の作業を通じてこういった問題については東京のほうにもお話をしまして、早い解決を見つけていきたいと思っております。これはこの地域の除染において非常に大きな問題の一つというふうに認識しておりますので、またご指導をよろしくお願いしたいと思います。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これで富岡町本格除染に対する施工体制についての件を終わります。

その他議員の皆さんからございますか。

8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） 議会報編集委員のほうから出席名簿の提出をしてはどうかという今出されておりますので、全協の中でちょっと審議してもらわればいいかなというふうに。個人的な内容になると思うので、やはりいろいろな面で支障というか、そういう面も多分出るのかなというふうに考えておりますので、皆様方からご意見いただきまして、議長の判断を仰ぎたいなど、かように思うのですが、その辺もお諮り願って進めてもらえば。

○議長（宮本皓一君） ただいまのお話ですが、出席名簿ということはどういうことですか、もう少し詳しくお話しください。

○8番（高野 泰君） 議会活動に対して……。

[「その他で」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） お待ちください。出席なさっている中で。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 再度くどくなってしまうと思いますが、先ほどもお願ひしたとおり、前から町長にも強く一般質問やら何やらでお願いしているとおり、きょう西川所長さんも来ておりますので、この前で今後の施工体制ということで、強く地元企業をできるだけ雇用していただきたいということを私は思っているのですが、町長も同じ気持ち、今までどおりだと思いますので、ぜひまだこの席で一言お願ひできれば。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この件は前の全協でしたか、議会でしたか、一般質問でお答えしたとおりで既に鹿島さんにも町の組合関係のメンバー入っている、それ冊子に出していますので、それについてはしっかりと協力していただくように。体制づくりについては要望どおりお願ひしたいということは正式に申し上げていますので、いささかも前の一般質問と変わりありませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにはありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） それでは、きょうはお越しいただきまして、まことにありがとうございます。ご退席をお願いします。

その他の中で執行部からございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、執行部の皆さんもご退席願って結構でございます。ありがとうございました。

休憩いたします。

休 議 (午後 3時02分)

再 開 (午後 3時03分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ただいま8番、高野泰君より議会報特別委員会の、出席名簿というのはどういうことなのだからわからないのだけれども、ちょっと問題を提起されましたので、皆さんと一緒に協議したいと思います。

8番。

○8番（高野 泰君） 議会報編集委員会の中で、議員活動の中で出席名簿を提出してはどうかということで、議会報の中に載つけるということでいろいろ議論しました。この中においてどんなふうに載せるのかいろいろ判断に困りまして、皆さんいる中での出席の中で判断したいなど、かように思いましたので、議長にちょっと説明しましたが、やはりそういう中で今までない態勢ですから、どんなふうに判断していくか、私編集長としても困りましたので、皆さんの了解を持って発行すべきかなと

そのように感じましたので、皆様方のご意見を拝聴しながら進めていきたいなと、そういうふうに感じましたので、皆様方からご意見をお願いしたいと。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（佐藤臣克君） 今議会報の編集の中で協議があった名簿というものを皆さんの方にお配りいたしますので、ご確認いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 配ってください。

〔資料配付〕

○議長（宮本皓一君） ただいま資料が配付されたと思いますが、この活動状況を議会報に載せることですか。議会の中の情報開示ということで、確かに議会の改革というものにもつながるのだと思いますが、これ私の一存で載せていいですよとかだめですよという話にもならないでしょうから皆さんから広く意見を聞きたいと思います。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 富岡の議会が始まって五十数年来になりますけれども、実は過去に日本共産党という党籍を名乗った議員が2名おりました。この方が一度やりました、これを。そしたら議会から猛反発食って、町民から猛反発食って、議員侮辱だと議員軽視だと議会軽視だというような大反対を食ってそれで一回でだめになりました。それは三十何年前です。それから一回もそういうことありません。そういうことを尊重したとき、もしこれをやるのであれば、議長も知っているでしょうけれども、3期やって12年で一般質問一回もやらない議員、5人も7人も今までいたのです。そういうのも出すのですか。軽々しく出席した、しないを議会報に載せるなんていう、こういう軽薄なことは私はやめていただきたいと。やるのだったら徹底して一般質問も普通の通常質問も含めてやっていただきたいと、こう思います。

○議長（宮本皓一君） 一般質問等については考えが違うでしょうから。実際に活動内容ですので、活動内容についてはやっている市町村もございます。私も議会改革ということでそういうことをやっているというものを今まで聞いてはおりますが、これについてはいかがでしょうか。今回これを議会報に提出するということと、それから今13番さんが言ったように、ちょっとナンセンスではないかという意見もありますが。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私の場合は逆にこれは出すべきだと思っているのですが。なぜかというとやっぱり議員として報酬もらっています。そうするとそれだけの活動はやっぱり町民に知らしめるべきだと、私は思います。ですから、実際にどういう活動をしているのだと、一環としてどういう議員がこういう形で携わっているのだということは町民に教えるべきではないかということと、今出ました別に議会でしゃべる、しゃべらないよりも、どういう活動に議員が出ているのだということを知るだけでもいい、町民が議会の内容の活動を知るためににはいいと思います。

○議長（宮本皓一君） という意見もあります。ほかにありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 私も出すことは大いに結構だと思います。ただ、これ見せてもらうとちょっとわかりづらいですよね。例えば私、渡辺三男、総務文教委員会には所属していませんので、一本横ですか。これ欠席したみたいに見えてしまいますが。だからちょっと書き方をよく考えないと、ここに上の欄にもないのでよね、この表示が。

〔「空欄は欠席」と言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） 空欄は欠席になっています。

〔「四角が委員会に所属しない議員」と言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） この辺のあらわし方をちょっと考えていただければ、私は大いに結構だと思います。

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） 資料の件については、あくまでも参考ということでお願いしたいのですが、急遽つくったもので。実は委員会に属さない議員ということで表示ありますが、その四角に斜めの線が入る予定でございます。そういうわけでちょっとまだ精査的なものを資料として提出するのは大変恥ずかしいことでございましたが、急遽出ましたので、ただいまこういう形になりました。申しわけございません。

○11番（渡辺三男君） わかりました。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） これ今回の最終校正が25日ですか、今回の議会報は25日が……。

〔「最終日」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 皆さんと、今回からということではないでしょうから、この辺についてはこの後載せるか載せないか、その辺の方向性だけ定めたいと思いますが、いかがですか。

○1番（山本育男君） 今の議会報に始まった当初、議会の動きということで議会の活動の羅列をずっとやってきたことなのです。最近になってそれやらなくなつたのですが、前はそういったことで議会3カ月ごとの、例えば3月から6月の定例会の間に議会活動やつたことをずっと日付順に出したという経緯があるのですが、その程度でおくのか、それともきっちり名前まで入れてマル・バツまでつけて入れるのかというその辺のところもあるかと思うのです。だから、5番言ったように議会活動が見えないからというのであれば、議会がやつた議会の動きみたいな、きょうは全協やつた、きょうは議会やつたというようなそういうのを日付順に並べる程度でいいのか、そういった何通りかあると思うのですけれども、できるのであれば、その辺も含めて考えていただければいいかなと思うのです。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 11番と同じ形なのですけれども、表示、係長のほうでちょっと間に合わなかつた表示を正確にして、私は年に1回ぐらい出したほうがいいと思います。年に1回。

○議長（宮本皓一君） 11番さん。

○11番（渡辺三男君） 再度また細かくなりますが、今副議長が言ったように3カ月に1回出せるのであれば議会活動何々の研修行った、きょうは誰と誰と誰が行ったといって細かく出せるのであれば一番町民の目に触れやすいからいいと思います。これ1年に1回というとなかなか町民の目に触れないのかなと、そこまでやっていただけるのであればありがたいと思います。私の要望です。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局私見ていると、議長にも承諾もらっていますけれども、私は2年前難病と言われて、あちこち医者へ通ってそれで診断書も出しますよね。活動もできませんよ。それは議長はわかっていますよね、あと事務局のほうわかっています。それで私はある議員さんにお世話になって、議会にそのたびに乗つけてきてもらっているわけですから。そういう人と健康な人と一緒にされたのでは、私は本当に猛反対ですよ、これは。

○議長（宮本皓一君） ほかにご意見ございませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） さっき副議長から3カ月ごとという話ありました。だから過去1年はこれを出させてもらって、それからこれからやつは3カ月ごとに出すと、そういうようなやり方で。

あと今三瓶議員からあった件は、同じ欠席でも例えば病欠や何か、病気で休んだ、診断書提出した人にはこういう印つけますという印で対応すればいいと思いますので、こういうのは出したほうがいいと思います。

○議長（宮本皓一君） それでは、これ議論しても時間の徒労にすぎないと思いますので、決をとりたいと思います。

これを1回載せるというのが一つ、それから3カ月ごとにやっていくというのが一つ、それから1年ごとに、最後にひっくるめてそういうものを1年の総ざらいに出すということ、それからこれはやめたほうがいいものと4通り。

[「それは違うよ。これを出してまた来年1年出す。1年ごとはこれだよ。1年ごとがいいか、3カ月ごとがいいか、やらないがいいか、この3つだ」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） まず、全てやらないほうがいいという人。

[挙手少數]

○議長（宮本皓一君） 3名。

これを1年に1回。

[挙手多数]

○議長（宮本皓一君） 7人。

3カ月に1回。

[挙手少數]

○議長（宮本皓一君） 2人。

1年ごとということで、その人が一番多いようですから、そのように。

○7番（渡辺英博君） 私1年ごとに反対したのですが、例えば固有名詞、一郎さんみたいに病気で、こういう場合は印でわかるような別な……。

[「公欠にすればいい」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 事務局でそのように、病気でそれから診断書を提出して欠席している場合については、そういう取り扱いなりしていただけるようにお願いします。

委員長、そういう方向でお願いします。

○8番（高野 泰君） ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか、皆さんから。

[「なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） なければ、これをもちまして付議事件2、その他の件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会といたします。

閉会 （午後 3時18分）